

第2次
長泉町
男女共同参画プラン

(平成23年度～平成27年度)

～よりよいパートナーシップづくりをめざして～



平成23年3月
長泉町

はじめに

少子高齢化、情報化社会の進展、産業・就業構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした社会情勢の変化に対応し、心豊かで安心して過ごすためには、男女が性別に関わりなく、ともにその人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、お互いの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が望まれています。



本町では、平成9年3月に「長泉町女性行動計画（ぱっとなあしっふ）」を策定し、更に平成17年3月には、社会情勢の変化に伴い見直しを行い「男女共同参画プラン（ぱっとなあしっふⅡ）」を策定し、これまで様々な取り組みを進めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会通念、古い慣習などが根強く存在し、男女共同参画社会を実現するためには多くの課題が残されています。

この「第2次長泉町男女共同参画プラン（よりよいパートナーシップづくりをめざして）」は、現在の計画及びプランの期間満了に伴い、これまでの取り組みの評価や反省、また、平成22年3月に実施した「男女共同参画社会に関する住民意識調査」の結果を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策を総合的・計画的に進めていくために策定したものです。

「男女が互いに認め合い、一人ひとりの夢と能力を生かせる男女共同参画の実現」を基本理念とした本計画にもとづき、住民・地域・企業・行政が一体となって推進してまいりたいと考えますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして貴重なご意見・ご提言をいただきました「長泉町男女共同参画プラン策定委員会」の皆様をはじめ、関係団体、住民意識調査にご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

長泉町長 遠藤 日出夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと期間.....	1
3 計画の重点事項.....	2
4 計画推進にあたっての町・住民・事業者に求められること.....	4
5 計画の推進.....	5
第2章 男女共同参画を取り巻く環境	6
1 社会的背景.....	6
2 国際的な動向.....	6
3 国の動向.....	7
4 静岡県の動向.....	7
5 長泉町の男女共同参画の取組.....	8
第3章 長泉町における男女共同参画の現状	9
1 長泉町の特徴.....	9
2 長泉町の男女共同参画施策の現状.....	12
3 長泉町男女共同参画計画の進捗状況.....	12
4 男女共同参画社会に関する住民意識調査結果の概要.....	13
第4章 計画の基本理念	24
第5章 計画の内容	25
1 施策の体系.....	25
2 施策の展開.....	27
基本目標1：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	27
基本目標2：就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス).....	31
基本目標3：男性にとっての男女共同参画.....	35
基本目標4：まちづくりに向けての男女共同参画.....	36
基本目標5：生涯を通じた健康と福祉の増進.....	41
基本目標6：女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	47

参考資料 **50**

1	第2次長泉町男女共同参画プラン策定の経緯	50
2	諮問書	51
3	答申書	52
4	長泉町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	53
5	長泉町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	55
6	長泉町男女共同参画プラン策定ワーキンググループ委員名簿	56
7	男女共同参画社会基本法（抄）	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等を謳う日本国憲法において、男女平等の実現に向けた取り組みは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約^{※1}）」にもとづく国際的な取り組みとともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、固定的性別役割分担^{※2}やこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野に依然として残り、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。また、社会経済情勢が変化する中で、価値観やライフスタイルが多様化するなど、私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

長泉町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、平成9年に第1次の計画となる『ぱっとなあしっふ』ながいずみぷらん（計画期間：平成9年度～22年度）を策定し、平成17年には男女共同参画に対する社会情勢の様々な変化に伴う計画の見直しを行い「ぱっとなあしっふⅡ」（平成17年度～22年度）を策定しました。

今回の計画は、第2次にあたる計画として、「ぱっとなあしっふⅡ」を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取り組みを盛り込んだ計画として策定するものです。

※1 女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別の撤廃を定めた多国間条約です。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めるものです。

※2 固定的性別役割分担

性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として「男は仕事、女は家庭」というような役割を固定的にわけることをいいます。

2 計画の位置づけと期間

（1）計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法^{※3}」（平成11年 法律第78号）の第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたることから、長泉町の上位計画や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や静岡県男女共同参画計画とも整合した計画です。

※3 男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためにつくられた法律で、平成11年6月に公布、施行されました。

(2) 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間とします。

男女共同参画社会の形成に向けた全庁的な取り組みを推進するため、長泉町の上位計画である「長泉町第 4 次総合計画」との整合性を考慮して、計画期間は 10 年間と設定します。

この間、社会経済環境の変化や計画の推進状況などに応じて、随時、計画の見直しを行います。

3 計画の重点事項

この計画の策定にあたり、以下の 3 項目を重点事項として掲げ、積極的な取り組みを推進します。

重点事項 1：あらゆる分野への男女共同参画

すべての人々が、自分の人生に満足感を得て生きがいのある充実した生活を送るためには、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、対等な立場で参画し、能力や個性を發揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。また、政治や行政のほか、企業や団体等の民間分野においても、意思決定過程における女性の参画は進んできているものの、より一層女性の個性や能力を十分に活用することが望まれます。

長泉町では、審議会等への女性委員の登用を今後も促進するとともに、企業・団体等に対し、意思決定過程における女性の参画の働きかけを進めていきます。

また、自治会活動やボランティア活動等の地域活動をはじめ、あらゆる分野への参画と活動を推進するため、男女共同参画意識の啓発をさらに進めるとともに、男女共同参画の視点からまちづくりを見直し、女性が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

重点事項 2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

今日、男女ともに、仕事と家庭や地域活動などの仕事以外の生活も大事にしたいといった仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※4}）の考え方もつ人が増えてきました。一方で、少子高齢社会の到来や家族形態の多様化など、社会経済環境の変化に対応するためには、男女が互いに協力して働き続けられる環境の整備が必要となってきました。

平成 15 年施行の「次世代育成支援対策推進法^{※5}」の改正により、平成 21 年 4 月以降は 301 人以上（平成 23 年 4 月以降は 101 人以上）の労働者を雇用する事業主には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務づけられ、仕事と生活が両立できる働き方への見直しの動きがより一層加速するものと考えられます。

さらに、平成 19 年に男女雇用機会均等法^{※6}が改正されたことにより、今まで以上に事業主の責任において、男女が互いに協力して働き続けられる環境の整備に積極的に取り組むことが重要です。

こうした中で、男性の家庭参画を促す学習機会などを充実していくことも必要です。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境の整備に向けた取り組みを支援します。また、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実や保育施設整備に努めていきます。

※4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが、やりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に応じて、自らの希望する生き方が選択・実現できることをさしています。平成 19 年には、国が「ワーク・ライフ・バランス憲章」を定め、現在、官民あげてさまざまな取り組みが進められています。

※5 次世代育成支援対策推進法

労働者の子育て支援のため事業主に環境づくりを求める法律で、社員 301 人以上の企業は行動計画の策定・実施が努力義務として定められています。

※6 男女雇用機会均等法

職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう、1986 年 4 月から施行された法律です。

重点事項 3：誰もがいきいきと暮らすための健康と福祉の増進

男女ともに、生涯にわたって、仕事や家庭、地域社会にいきいきと参画するためには、心身の健康が不可欠です。

自らの健康の保持増進に努めることができるよう、年代や個々の健康状態に応じた健康づくりのための推進体制の整備が望まれます。また、自分の生き方を選択し、自分の能力を発揮するためには、個人の尊厳の保持と生活の自立を支援する福祉の充実が重要です。

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化等、社会が急速に変化する中で、妊娠・出産・子育てをめぐる母子の医療と福祉、高齢者や障がいがある人への福祉、生活習慣病予防や介護予防などライフサイクルを通じた課題は多岐にわたり、また、性別によっても異なります。

こうした課題を解決していくためには、家庭、職場、地域社会での活動において、女性と男性がともにささえあいながら、ライフステージに応じた適切な支援が行われることが必要です。

4 計画推進にあたっての町・住民・事業者に求められること

この計画の推進にあたっては、町だけではなく、住民、事業者それぞれが役割と責任をもって、協働して取り組むことが重要です。町、住民、事業者が果たす役割は、次のとおりです。町では、住民、事業者に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでいきます。

【町】

- 住民や事業者に対し、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、町職員自らが取り組みの模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること。
- 住民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めること。
- 国や県との十分な連携を図り、住民や事業者との協働の下で、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。

【住民】

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めること。
- 女性も男性も、固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や職場、地域活動などにおいて、それぞれの能力を発揮して、権利も責任もともに分かち合うこと。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取り組みについて理解し、積極的に協力していくこと。

【事業者】

- 職場における男女の均等な機会を確保するなど、事業活動での男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するように努めること。
- 男女が、職場における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めること。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取り組みについて理解し、積極的に協力していくこと。

5 計画の推進

男女共同参画の観点から施策を総合的に推進するため、以下の点に留意し、計画を策定します。

【計画推進体制の整備】

○ 庁内推進体制の充実

関連各課や機関等との課題の共有と相互の連絡調整を図りながら、総合的・計画的に推進していくため、関係所管課と共通の認識をもって連携を図ります。

○ 住民による推進組織の充実

計画の策定にあたっては、住民と行政が一体となった協力体制が必要であるため、男女共同参画推進懇話会、住民団体等との連携を推進します。

【国・県・関係機関との連携】

計画を推進するにあたって、国・県・男女共同参画関係機関との連携や、他市町との情報交換を行います。

【計画の進行管理】

○ 進捗状況の管理

計画に対する施策の進捗状況を把握するとともに、社会情勢の変化等に応じて男女共同参画推進懇話会において検討協議し、必要な見直しを行います。

○ 情報公開の推進

計画の進捗状況や男女共同参画推進懇話会の審議などの情報公開を進めます。

第2章 男女共同参画を取り巻く環境

1 社会的背景

長泉町男女共同参画プラン「ぱっとなあしっぷⅡ」を策定した平成17年以降、人々の生活を取り巻く社会環境は変化を続けています。社会全体で少子高齢化が加速し、地域社会や労働力人口構成も変化しており、これまで社会で活躍することの少なかった人々の活動が期待されています。経済状況は景気の変動が大きく、就労の場では、非正規雇用の増大と働き方の多様化が進むとともに、正規雇用と非正規雇用の格差拡大が顕在化するなど不安定化が進んでいます。

このような社会の中で、すべての人が性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮し、仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開して豊かな人生を送るには、性別による差別や活動が制限されることのない、男女共同参画社会を実現する必要があります。

2 国際的な動向

国際的には、男女共同参画推進に関する取り組みは継続的に推進されてきています。近年では、平成17年に「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、ジェンダー^{※1}平等と女性のエンパワーメント^{※2}の推進が持続可能な開発のために不可欠であることなどが確認され、ジェンダーの視点を取り入れる必要性の強調など、今後に向けた視点が新たに盛り込まれることとなりました。

※1 ジェンダー

人間には生まれつきの「生物学的性別」（セックス／sex）があります。一方、社会通念等によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダー（社会的性別）の視点とは、社会的性別が性差別や偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

※2 エンパワーメント

「力（パワー）をつけること」をいい、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場の発言力など、一人ひとりが力をつけること。

3 国の動向

男女共同参画に係る計画としては、昭和 52 年に最初の「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、男女共同参画に係る施策の基本方針となりました。

平成 12 年には、「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、男女共同参画の推進体制をより充実したものにするため、平成 13 年に内閣府内に「男女共同参画局」が設置され、現在に至っています。

また、平成 17 年に策定された「男女共同参画基本計画（第 2 次）」では、12 の重点目標が定められ、科学技術や防災などが新たな取り組みの分野として追加されました。さらには、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」について、「平成 32 年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標が明記されています。

さらに、続く第 3 次男女共同参画基本計画については、策定にあたっての基本的な考え方について、平成 21 年 3 月に内閣総理大臣から男女共同参画会議に諮問されました。国民からの意見募集、公聴会等を経て、平成 22 年 7 月に答申が行われるなど、平成 23 年度からの運用を目指して策定が進められています。

4 静岡県の動向

静岡県では、平成 13 年 7 月に制定した静岡県男女共同参画推進条例にもとづき、平成 15 年 1 月に、静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”（計画期間：平成 15 年～平成 22 年）を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、各種施策を総合的、計画的に推進してきました。

その結果、子育てや介護の支援体制整備など男女共同参画のための枠組みづくりは着実に進められましたが、平成 21 年度の県民意識調査によると、いまだ男女の平等感を実感できるまでには至っておらず、政策や方針決定過程への女性の参画も拡大傾向にはあるものの、その水準は十分ではないなど、多くの課題が残されています。

今後は、女性の参画拡大についての理解の促進や、育児・介護休業法の実効性を高めること等、実態面での進展に向けた一層の取り組みを進め、あらゆる分野で女性のもつ力が活かされる環境を整えることにより、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会を構築していくことが求められ、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを更に推進するため、平成 23 年から平成 32 年までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、『誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会』の実現に向け、以下の 3 つの方針により、関連する施策が推進されます。

- I 男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
- II 誰もが安心して暮らすことができる環境づくり
- III 元気で活力のある社会づくり

5 長泉町の男女共同参画の取組

長泉町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、平成9年に第1次の計画となる『ぱっとなあしっぷ』ながいずみぶらん」策定以降、この行動プランを指針として、家庭、職場、地域において真の男女平等社会を実現させるために積極的に関連施策を推進してきました。

さらに、平成17年には、社会情勢の様々な変化に伴う見直しを行い「ぱっとなあしっぷⅡ」を策定し、男女共同参画社会実現に向けて多くの施策を着実に実行してきました。

今回の「第2次長泉町男女共同参画プラン」は、「ぱっとなあしっぷⅡ」を踏まえ、さらに継続・拡大していくものです。

第3章 長泉町における男女共同参画の現状

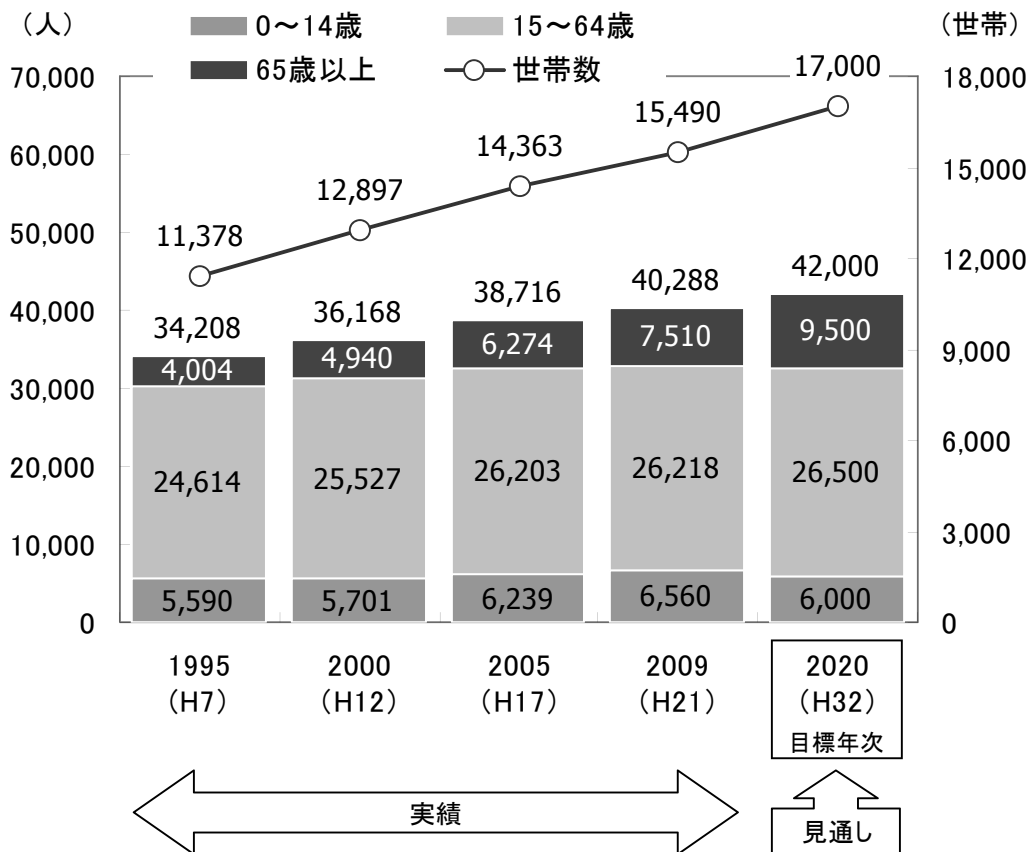
1 長泉町の特徴

(1) 人口・世帯

長泉町の人口・世帯数は、今なお増加の傾向にあるものの、日本全体においては既に人口減少社会へと転じつつあるという状況認識のもと、過去の本町の人口推移ならびに今後の国全体の人口動向を勘案し、目標年次の平成 32（2020）年度における本町の人口を 42,000 人、世帯数を 17,000 世帯と設定します。

年齢別人口については、年少人口【0～14 歳】6,000 人（14.3%）、生産人口【15～64 歳】26,500 人（63.1%）、高齢人口【65 歳以上】9,500 人（22.6%）（参考；75 歳以上 5,100 人（12.1%））と想定します。

■人口・世帯数の推移



資料；国勢調査

平成 21 年実績は住民基本台帳（2009.10.1 現在）

見通しはコーホート法ならびに児童生徒数の見通し等にもとづく調整値

(2) 合計特殊出生率

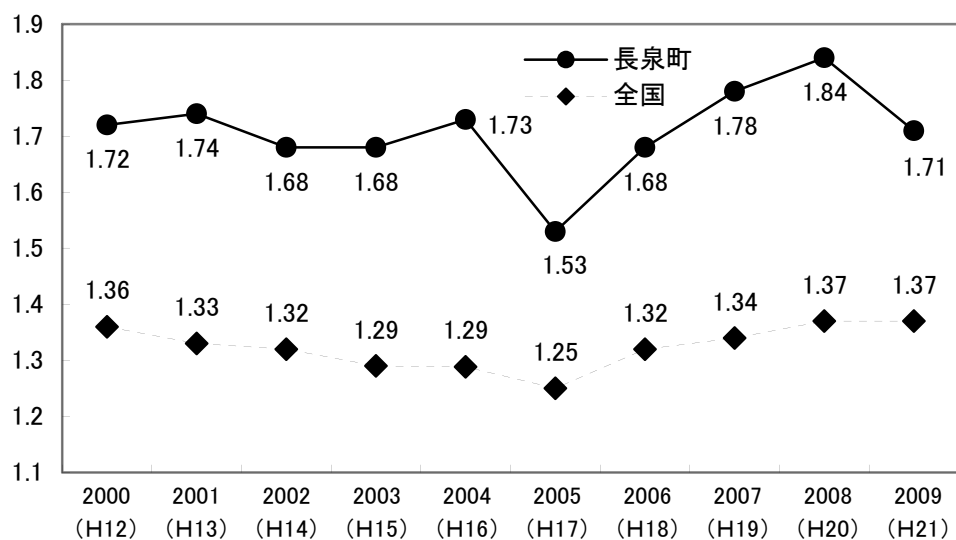
合計特殊出生率とは、女性の年齢別出生率を15～49歳にわたって合計した数値です。この値は、女性がその年齢別出生率にしたがって子どもを生んだ場合、生涯に生む平均の子どもの数に相当します。

1年間に生まれてくる子どもの数は1970年代には、およそ200万人でしたが、最近では110万人を下回るまで減少しています。

これには親となる世代の人口規模の縮小と、子どもの生み方（出生率）の変化が関わっています。

長泉町の合計特殊出生率は全国平均を上回っていますが、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.07を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

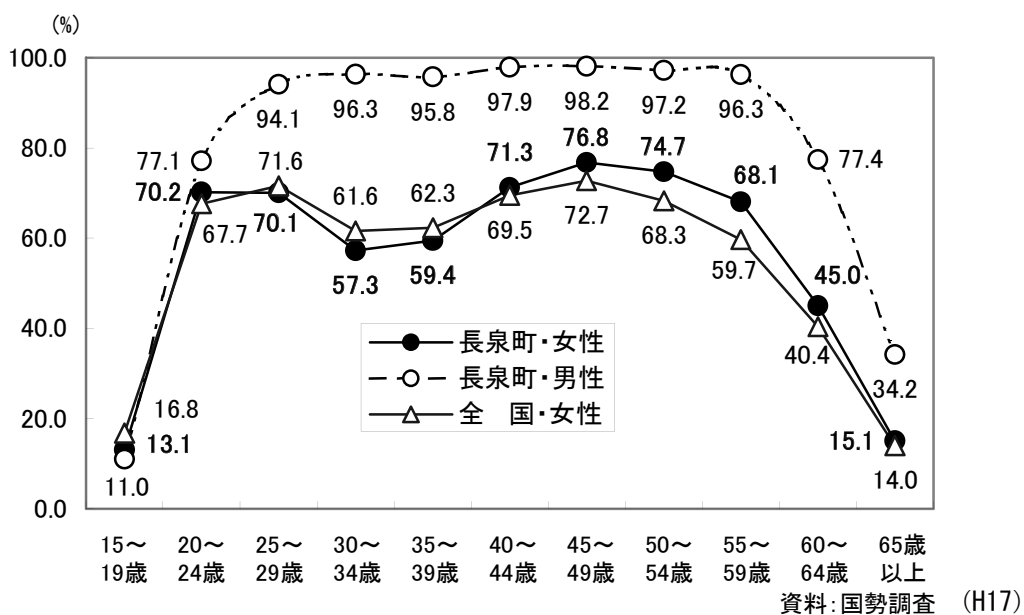


資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 仕事と子育ての両立

労働力率は15歳以上の人口（生産年齢人口）に占める就業者数と完全失業者数をあわせた労働力人口の比率であり、女性の労働力率を年代別にみると、45～49歳の労働力率が76.8%と最も高くなっています。30～39歳では50%台と低くなっています。

■年齢階級別労働力率の推移



2 長泉町の男女共同参画施策の現状

(1) 子育て環境の整備

長泉町における保育所の定員数は以下のとおりとなっています。なお、待機児童は現在のところみられません。

■保育所定員数と待機児童数

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
定員数	540 人	540 人	570 人	600 人	600 人
待機児童数	0 人	3 人	11 人	0 人	0 人

各年 4 月 1 日現在

(2) 審議会等における女性の登用状況

広域の審議会を除く審議会等における女性の登用状況は、22 の審議会のうち女性委員のいる審議会数は 21 です。委員総数 298 人のうち、女性委員数は 59 人で、女性の登用率は 19.8% となっています。

■審議会等における女性の登用状況

	国	静岡県	長泉町
女性の登用率	33.1%	20.4%	19.8%
【参考】長泉町の例規にもとづく委員会を含めた女性の登用率			21.8%

平成 22 年 4 月 1 日現在（国は平成 21 年 9 月 1 日現在）

(注) 審議会の定義…法律又は条例により設置されている附属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員

3 長泉町男女共同参画計画の進捗状況

平成 21 年度実施した「ぱっとなあしっぶⅡ」（計画期間：平成 17 年度～平成 22 年度）の進捗状況調査においては、91 事業のうち、達成 50 件（54.9%）、一部達成 37 件（40.7%）、計 87 件（95.6%）の達成状況でした。未達成の事業は 4 件あり、このうち修正して継続する事業は 2 件、現状のまま継続する事業は 2 件です。

4 男女共同参画社会に関する住民意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

① 調査の設計

調査対象者	町内在住の18歳以上の住民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送調査法
調査時期	平成22年3月

② 回収結果

サンプル数	2,000人
有効回収数	804人
有効回収率(%)	40.2%

③ 性別・年齢別回収数

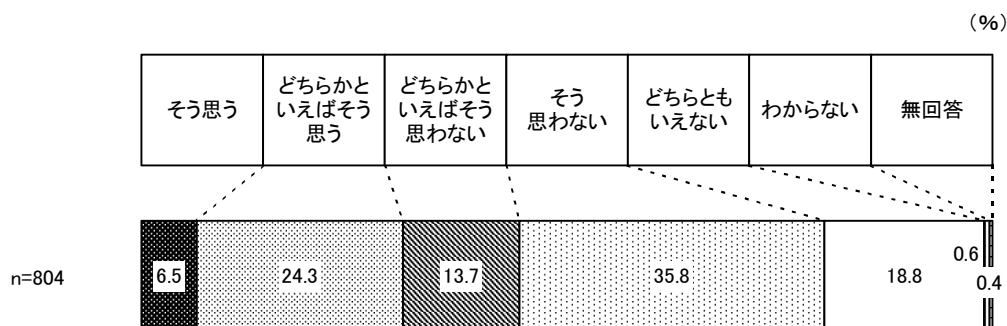
性別回収数	男性：352人	女性：441人	無回答：11人
年齢別回収数	18～29歳：75人	50歳代：120人	無回答：3人
	30歳代：144人	60歳代：167人	
	40歳代：131人	70歳以上：164人	

(2) 調査結果

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」との回答は30.8%であり、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」との回答は49.5%と半数を占めています。

問1 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。自分の考えに近いものを1つ選び○をつけてください。

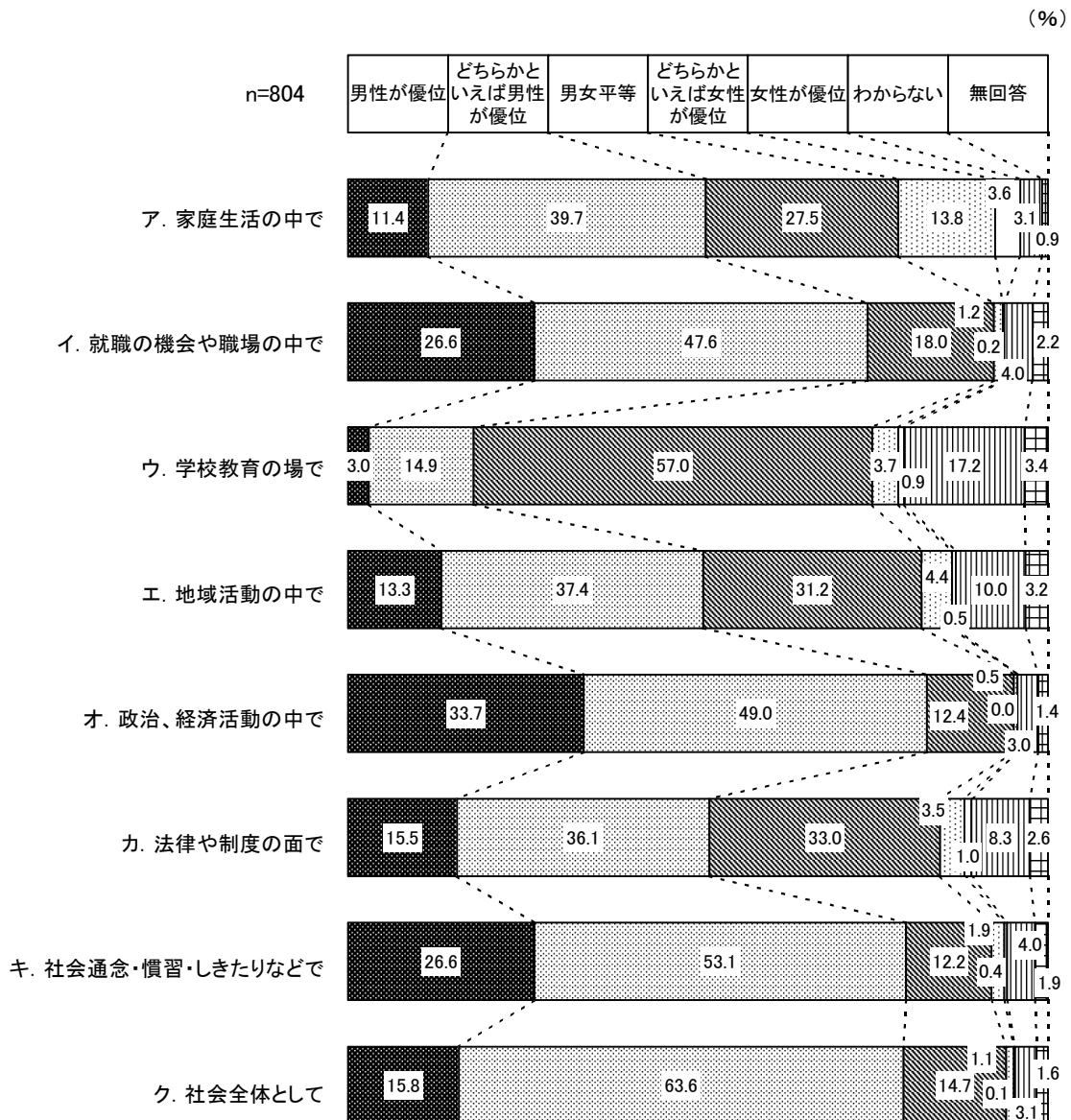


(注) 図表中のnは有効回答数を指しています。(以下同)

② 男女の地位の平等について

男女の地位の平等がどの程度実現されているかについて、「男女平等」との回答は「ウ. 学校教育の中で」が最も多く 57.0%と半数を超えています。ついで多いのは、「カ. 法律や制度の面で」「エ. 地域活動の中で」「ア. 家庭生活の中で」ですが、3割前後にとどまっています。全体的に“男性が優位”との回答が多く、「ク. 社会全体として」についても 79.4%と多数を占めています。

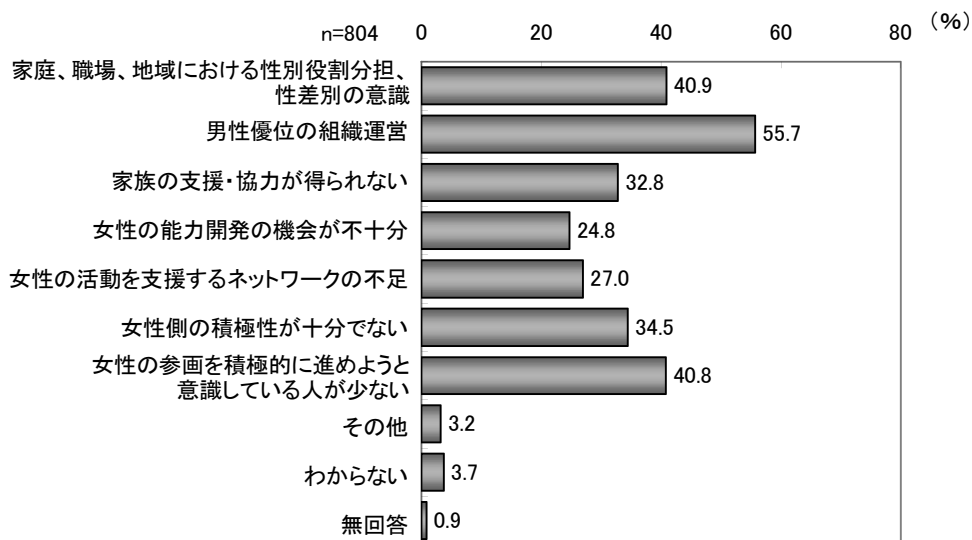
問2 あなたは次のアからクの分野で、男女の地位の平等がどの程度実現されていると思いますか。各項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。



③ 政治や行政に女性の参画が少ない理由

政治や行政に女性の参画が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」が 55.7%と最も多く、ついで、「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」(40.9%)と「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」(40.8%)が4割で続いています。

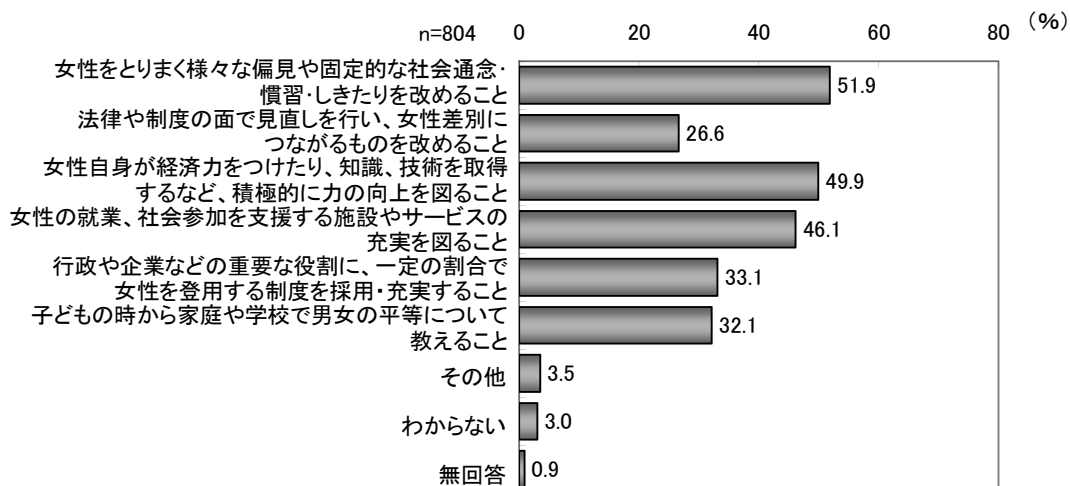
問3 政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(〇はいくつでも)



④ 男女がもっと平等になるために重要なこと

男女が平等になるためには、「女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」(51.9%)、「女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を取得するなど、積極的に力の向上を図ること」(49.9%)、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」(46.1%)が多くなっています。

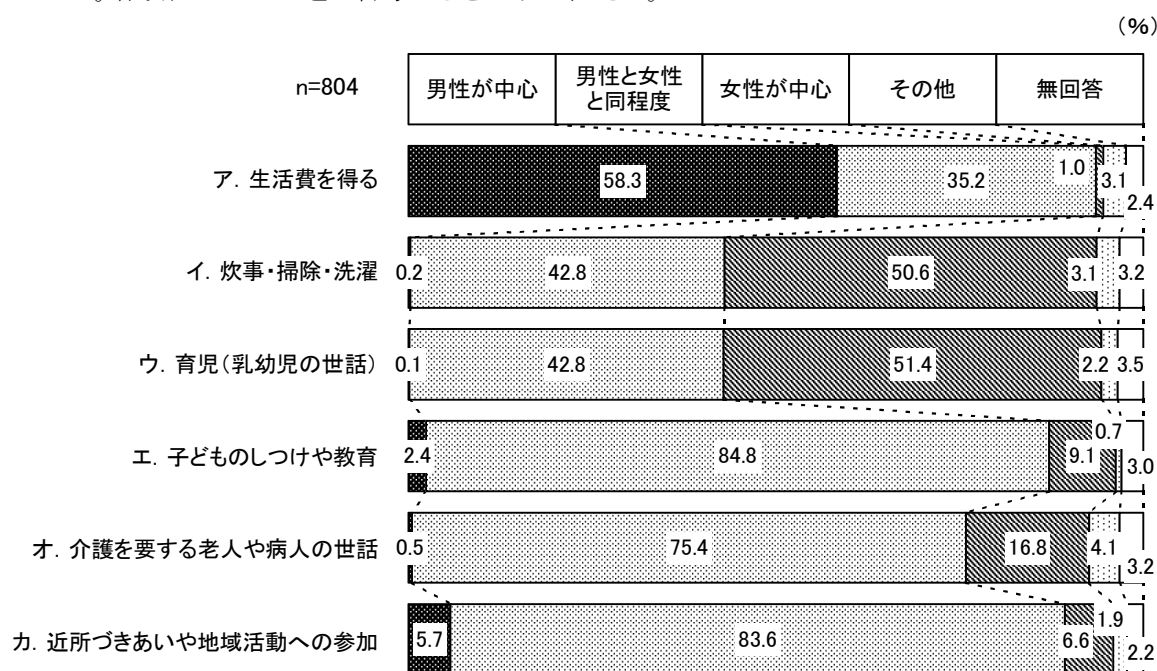
問4 あなたは、今後男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)



⑤ 家庭での理想とする役割分担

家庭での理想とする役割分担として、「ア. 生活費を得る」は「男性が中心」との回答が 58.3%を占めています。「イ. 炊事・掃除・洗濯」や「ウ. 育児（乳幼児の世話）」は「男性と女性と同程度」が 4 割強、「女性が中心」が 5 割となっており、他の 3 項目については、「男性と女性と同程度」が 8 割前後と多数を占めています。

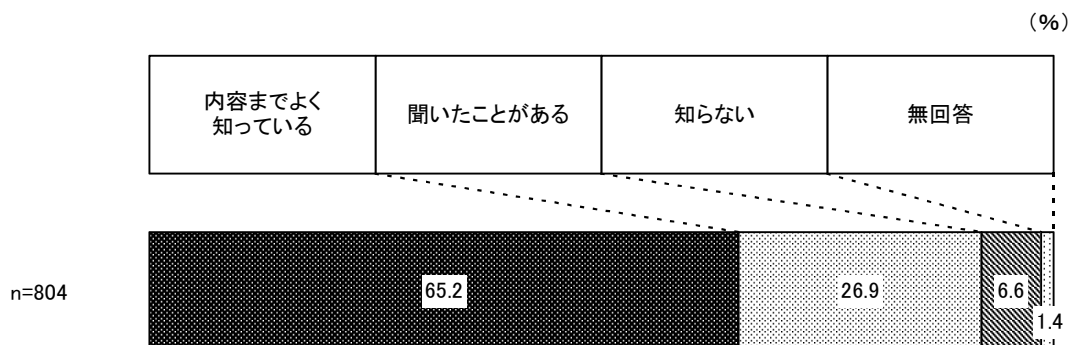
問5 家庭では、次のアからカのことがらについて、男女でどのように分担することが理想だと思いますか。各項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。



⑥ ドメスティック・バイオレンスの認知状況

ドメスティック・バイオレンス^{*1}について、「内容までよく知っている」との回答は 65.2%、「聞いたことがある」が 26.9%であり、「知らない」と回答した人は 6.6%と少なくなっています。

問6 あなたは、ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉やその内容を知っていますか。(○は1つ)



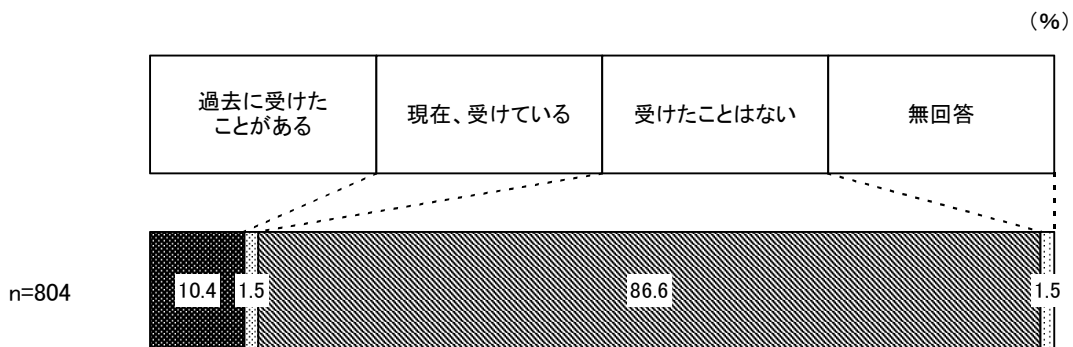
※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる身体的・心理的暴力などをいいます。

⑦ 配偶者や親しい異性からの暴力を受けた経験

配偶者や親しい異性からの暴力について、「受けたことはない」との回答が 86.6% と多数を占めているが、「現在、受けている」と回答した人は 1.5%、「過去に受けたことがある」(10.4%) とする人は 1 割みられます。

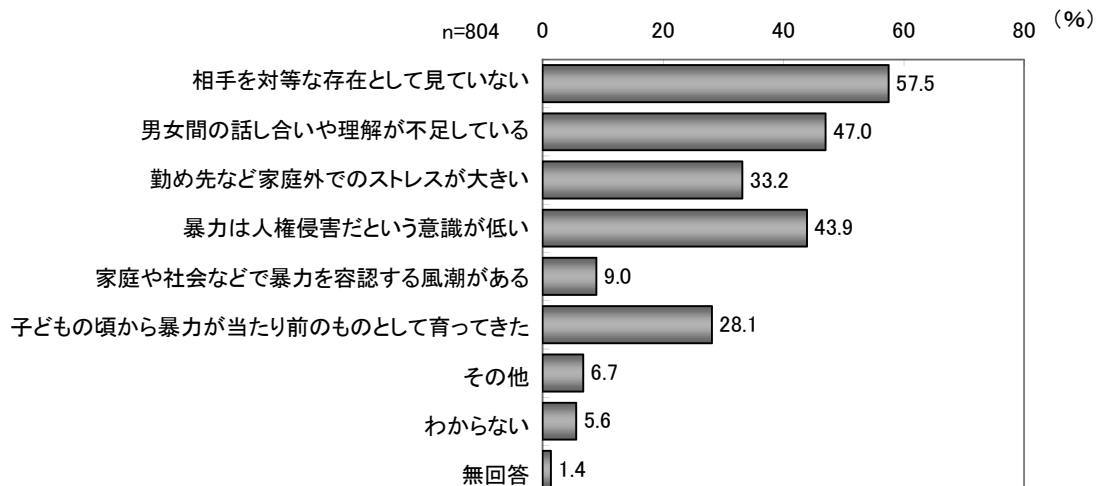
問7 配偶者(夫、妻)や親しい異性(恋人など)から一度でも人権を侵害されるような暴力を受けたことがありますか。(○は1つ)



⑧ 配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因

配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因としては、「相手を対等な存在として見ていない」(57.5%) が最も多く 6 割近くを占めている。ついで、「男女間の話し合いや理解が不足している」(47.0%)、「暴力は人権侵害だという意識が低い」(43.9%) が 4 割強で続いています。

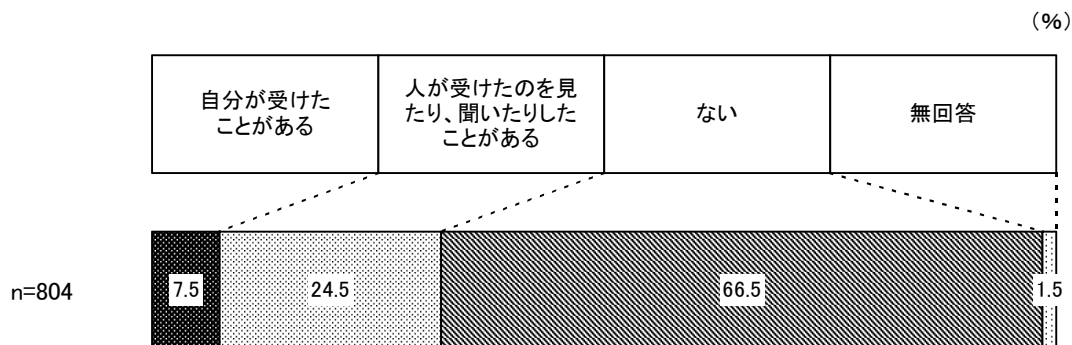
問8 あなたは、配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因は、どこにあると思いますか。(○はいくつでも)



⑨ 身近なところでのセクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント※²（性的嫌がらせ）を「自分が受けたことがある」と回答した人は7.5%、「人が受けたのを見たり、聞いたりしたことがある」と回答した人は24.5%となっています。

問9 あなたの身近なところ(学校・職場・地域)でセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)を見たり、聞いたりしたことはありますか。(〇は1つ)



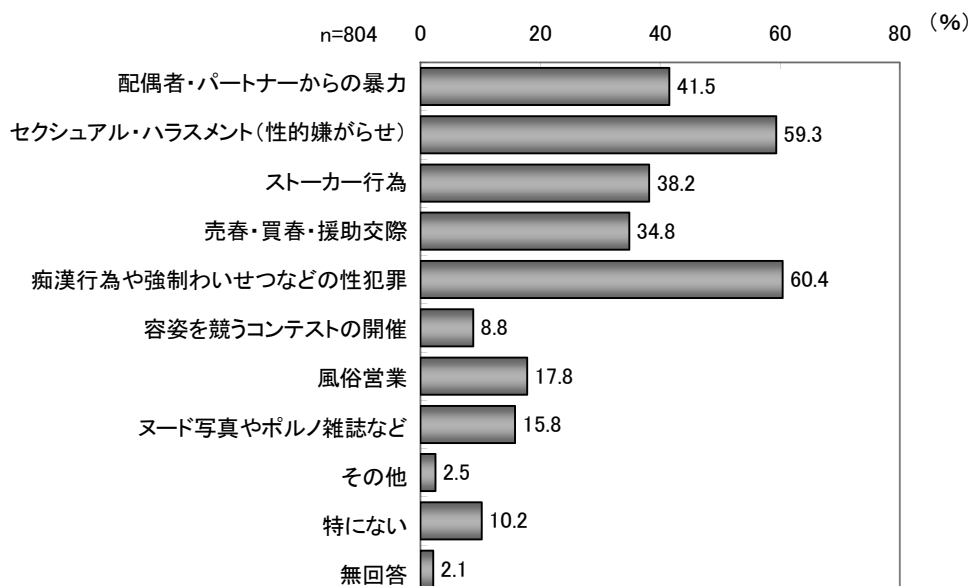
※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまなものが含まれます。

⑩ 女性の人権侵害と感ずること

女性の人権が侵害されていると感ずることとしては、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」(60.4%)と「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」(59.3%)が多く、ついで、「配偶者・パートナーからの暴力」(41.5%)、「ストーカー行為※³」(38.2%)が4割前後で続いています。

問10 あなたが女性の人権が侵害されていると感ずるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)



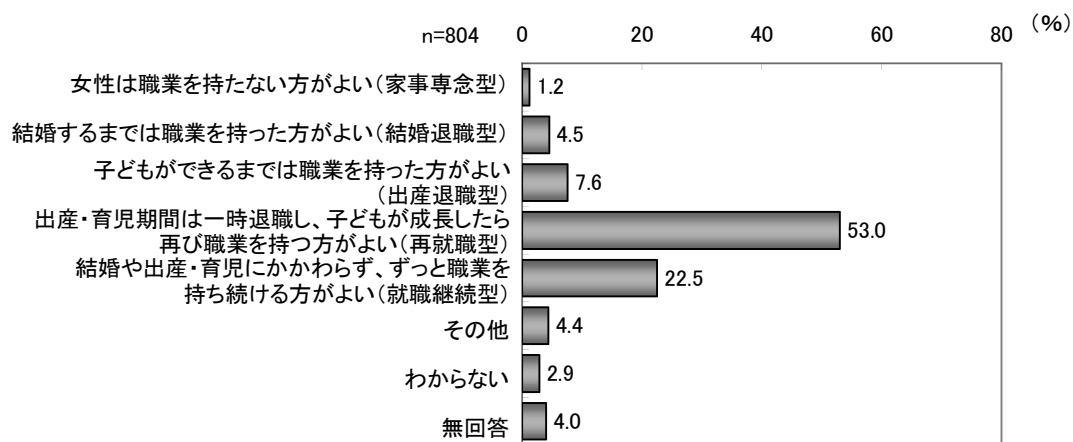
※3 ストーカー行為

相手の意思を無視し、自分が関心を抱いた相手に対して一方的にしつこくつきまとうこと。待ち伏せや尾行、手紙、ファクス、メール、電話などの行為を、昼夜かまわず執拗（しつよう）に繰り返す行為のことをいいます。

⑪ 女性の就業のあり方について

女性の就業のあり方としては、「出産・育児期間は一時退職し、子どもが成長したら再び職業を持つ方がよい（再就職型）」とする人が53.0%と最も多く、ついで、「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい（就職継続型）」が22.5%で続いています。

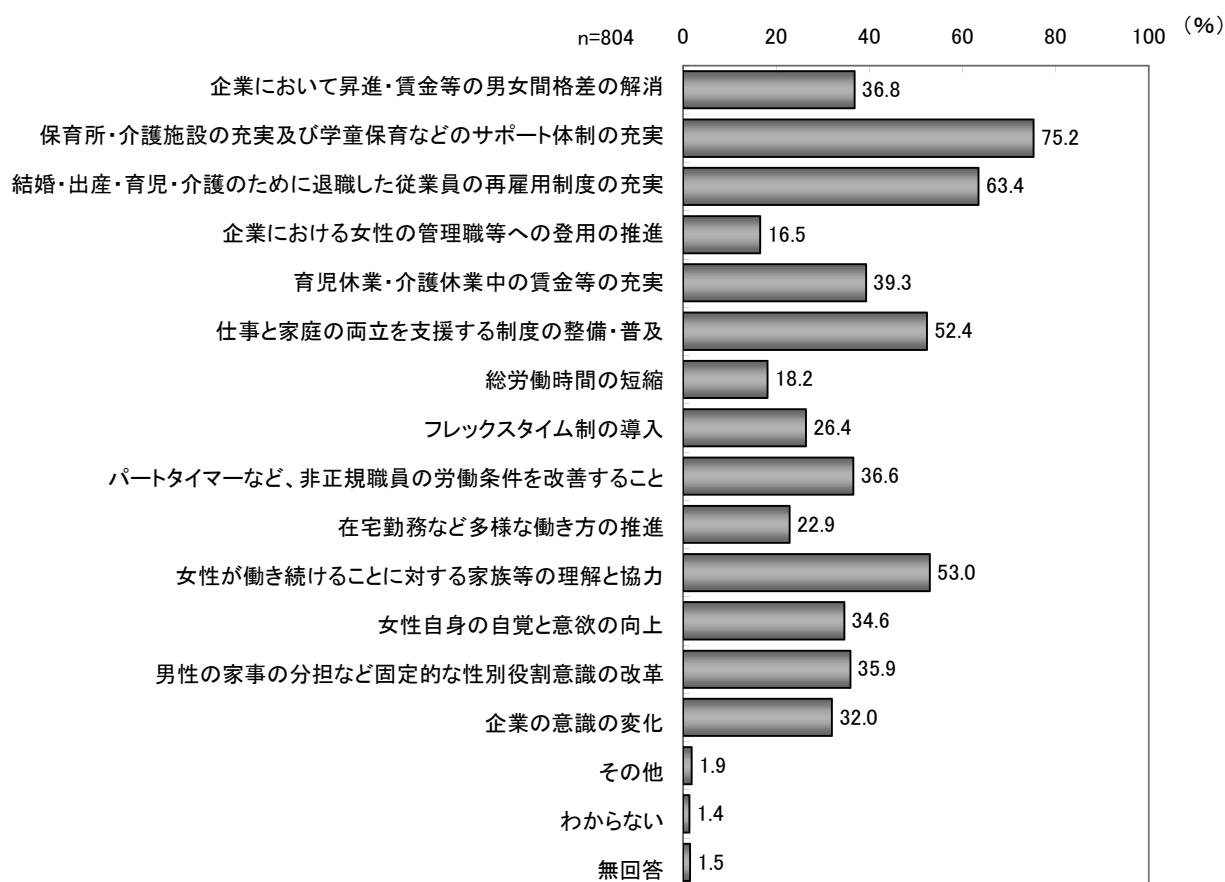
問 11 女性の就業のあり方について、あなたはどのような形が最も望ましいと思いますか。（○は1つ）



⑫ 女性が働き続けるために必要なこと

女性が働き続けるために必要なこととしては、「保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実」(75.2%)が最も多く、ついで、「結婚・出産・育児・介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」(63.4%)、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」(53.0%)、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」(52.4%)が5～6割で続いています。

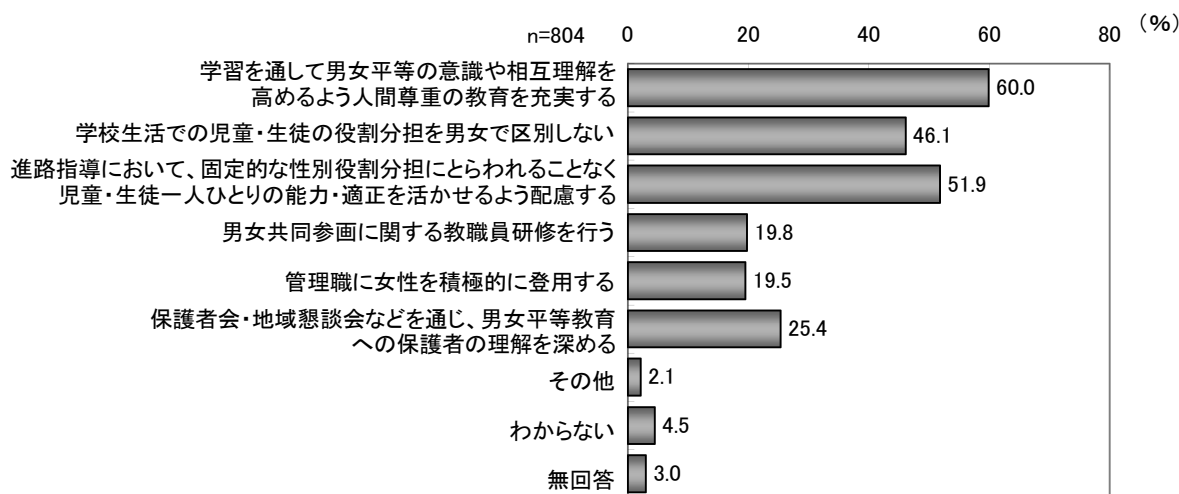
問 12 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構です。お答えください。(〇はいくつでも)



⑬ 学校教育の場で男女平等の意識を深めるために大切なこと

学校教育の場で男女平等の意識を深めるために大切なことは、「学習を通して男女平等の意識や相互理解を高めるよう人間尊重の教育を充実する」(60.0%)、「進路指導において、固定的な性別役割分担にとらわれることなく児童・生徒一人ひとりの能力・適性を活かせるよう配慮する」(51.9%)、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女で区別しない」(46.1%)が上位にあげられています。

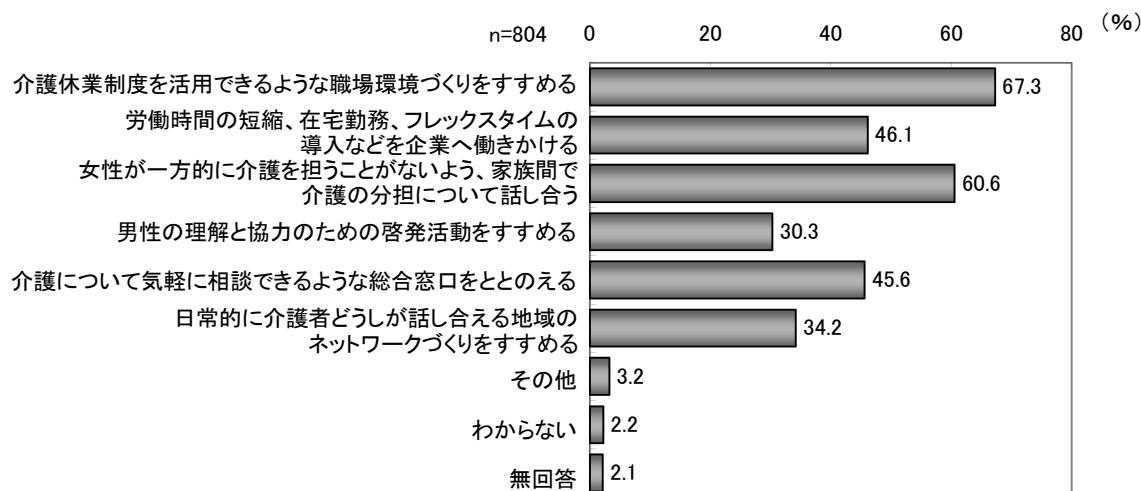
問 13 学校教育の場で男女平等の意識を深めるために、どのようなことが大切だと思いますか。(〇はいくつでも)



⑭ 男性の介護への参加を進めるために必要なこと

男性の介護への参加を進めるために必要なこととしては、「介護休業制度を活用できるような職場環境づくりをすすめる」(67.3%)と「女性が一方的に介護を担うことがないよう、家族間で介護の分担について話し合う」(60.6%)が多くなっています。

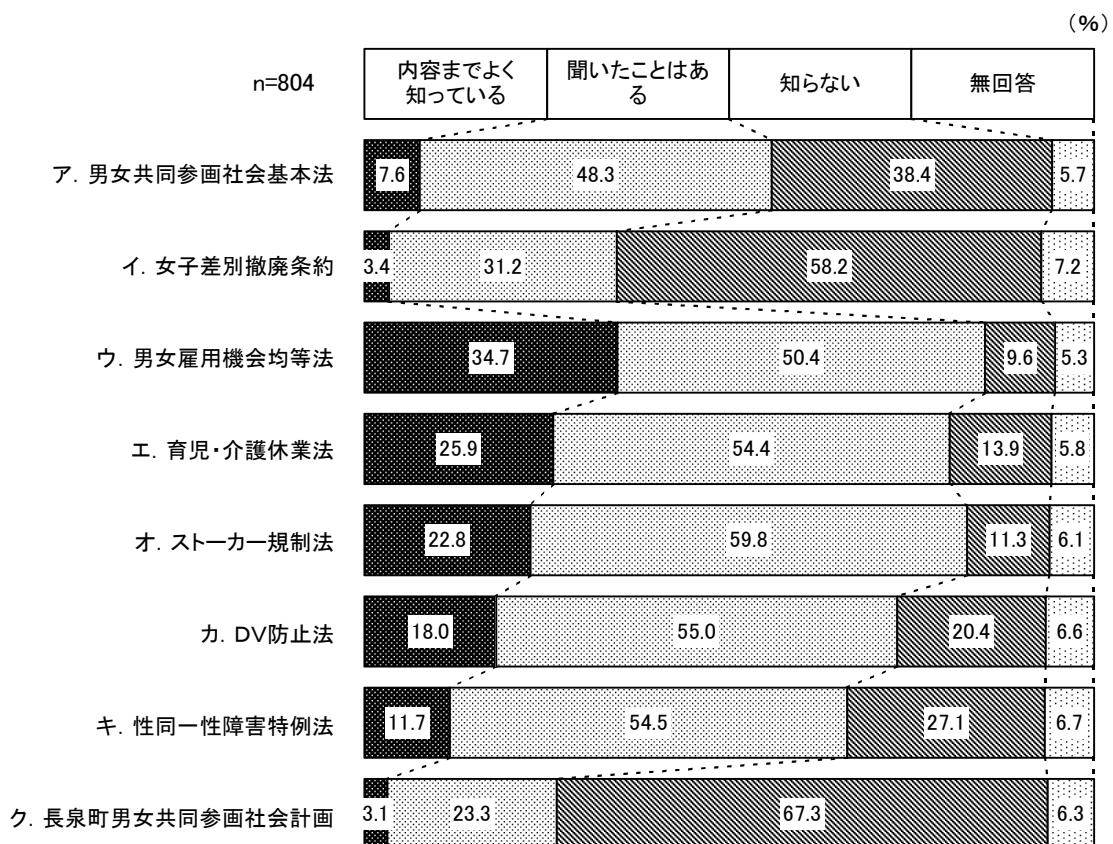
問 14 高齢者や病人の介護は、女性(妻・子の配偶者・娘)の役割になりがちですが、男性の介護への参加を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



⑮ 男女平等参画社会に関する法律の認知状況

男女平等参画社会に関する法律について、「内容までよく知っている」との回答が多いのは、「ウ. 男女雇用機会均等法」(34.7%)、「エ. 育児・介護休業法^{※4}」(25.9%)、「オ. ストーカー規制法^{※5}」(22.8%)ですが、2～3割にとどまっています。「キ. 性同一性障害特例法^{※6}」についても1割強にとどまり、「ク. 長泉町男女共同参画社会計画」や「イ. 女子差別撤廃条約」については3%台と少なく、「知らない」と回答した人が6割前後と多数を占めています。

問 15 現在、男女平等参画社会の実現に向けて、法律や制度等の整備が進んでいます。あなたは、次のような法律等についてご存じですか。アからクの項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。



※4 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、平成21年の改正において、子育て中の短時間勤務制度及び残業の免除の義務化、子どもの看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設、法の実効性の確保が定められています。

※5 ストーカー規制法

ストーカーの前段階である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会の禁止命令により規制を行うとともに、ストーカー行為や禁止命令には罰則により処罰を行うこと、また自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が援助を行うことを規定しています。

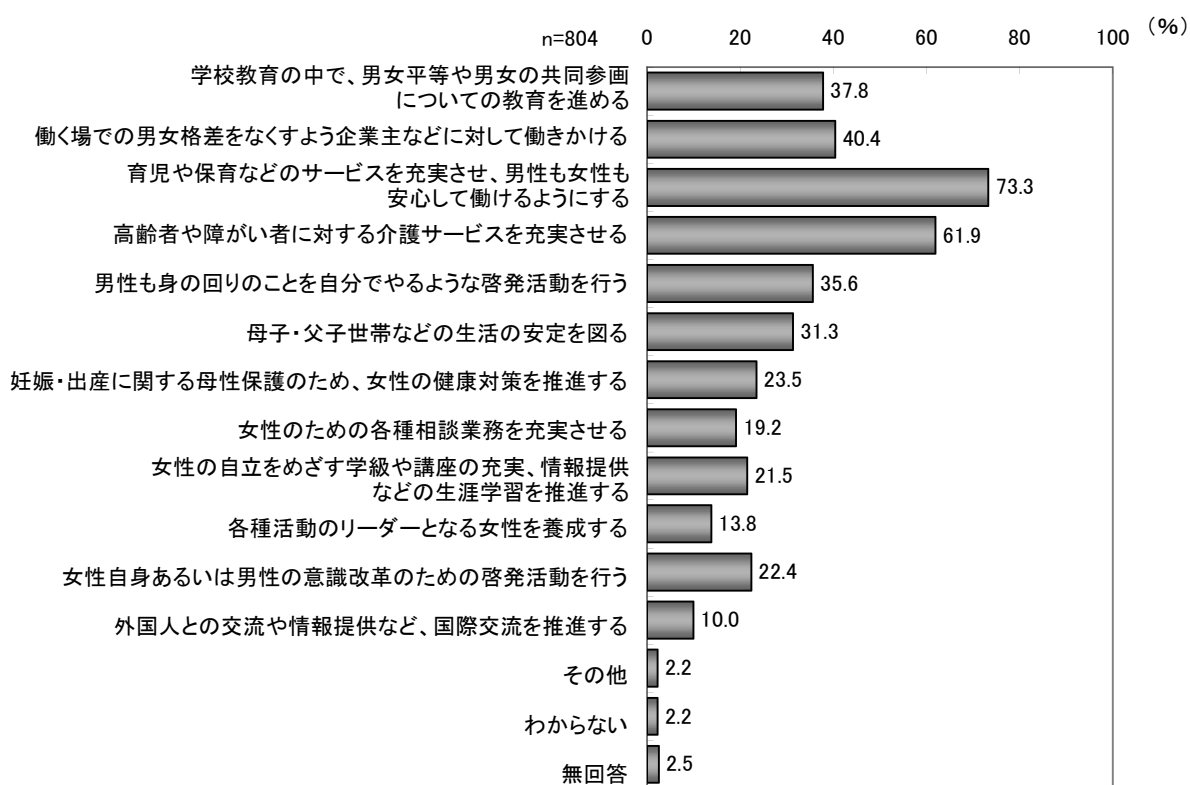
※6 性同一性障害特例法

家庭裁判所が、条件にあてはまる性同一性障害者（生物学的には男性であるが性自認が女性である人、またはその逆である人）の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにする法律。

⑩ 「男女共同参画社会」にするために町が力を入れること

「男女共同参画社会」にするために町が力を入れることとしては、「育児や保育などのサービスを充実させ、男性も女性も安心して働けるようにする」(73.3%)と「高齢者や障がい者に対する介護サービスを充実させる」(61.9%)が上位にあげられています。ついで、「働く場での男女格差をなくすよう企業主などに対して働きかける」(40.4%)、「学校教育の中で、男女平等や男女の共同参画についての教育を進める」(37.8%)、「男性も身の回りのことを自分でやるような啓発活動を行う」(35.6%)、「母子・父子世帯などの生活の安定を図る」(31.3%)が3~4割で続いています。

問 16 長泉町を、性別に関係なく、誰もが生き生きと暮らせるより豊かな「男女共同参画社会」にするために、町にはどのようなことに力を入れてほしいですか。(〇はいくつでも)



第4章 計画の基本理念

長泉町第4次総合計画前期基本計画にもとづき、本計画の基本理念を以下のように設定します。

**男女が互いに認め合い一人ひとりの夢と能力を生かせる
男女共同参画社会の実現
～よりよいパートナーシップづくりをめざして～**

上記の基本理念を目指すため、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標1：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

**基本目標2：就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の
調和（ワーク・ライフ・バランス）**

基本目標3：男性にとっての男女共同参画

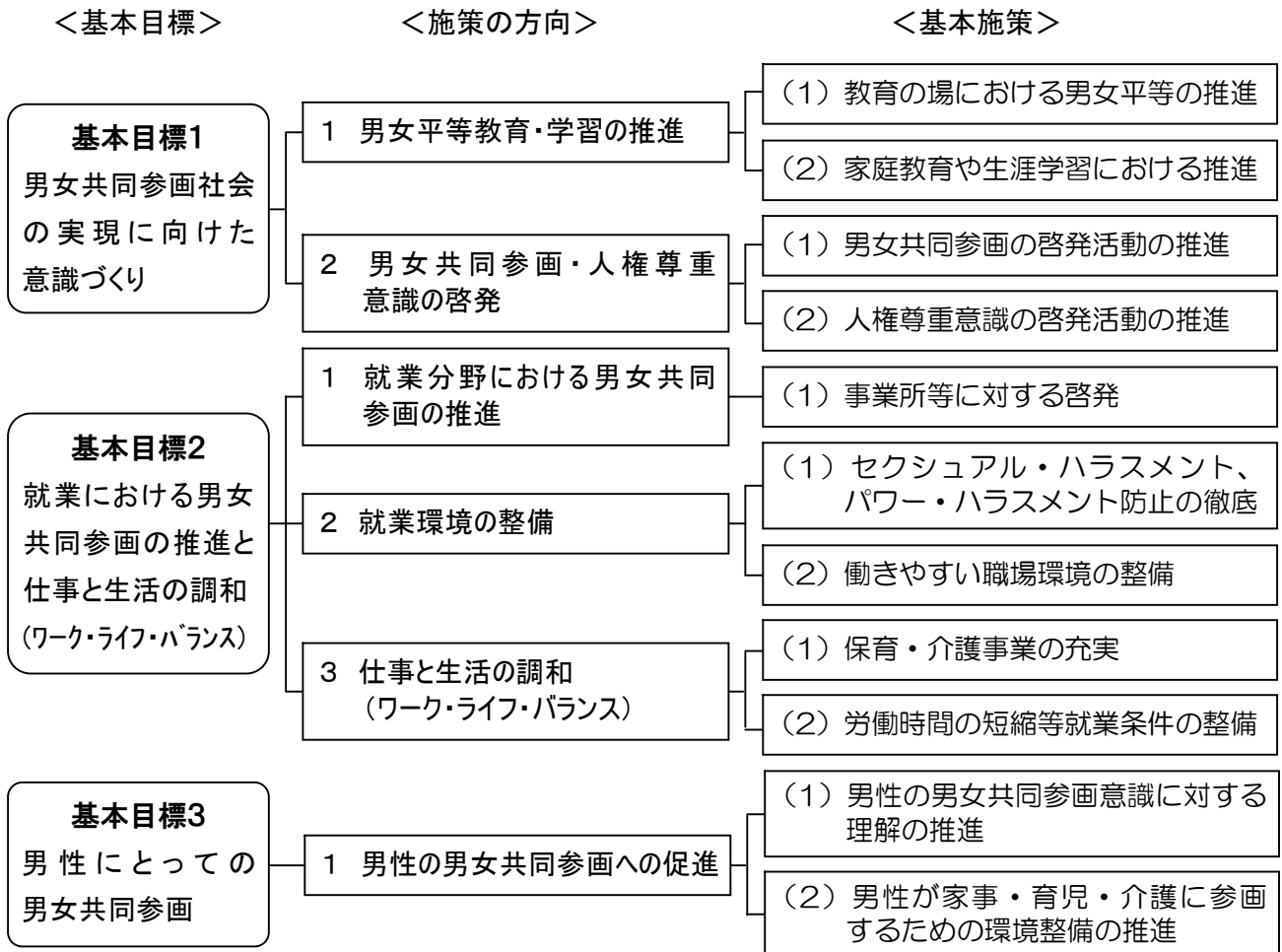
基本目標4：まちづくりに向けての男女共同参画

基本目標5：生涯を通じた健康と福祉の増進

基本目標6：女性に対するあらゆる暴力の根絶

第5章 計画の内容

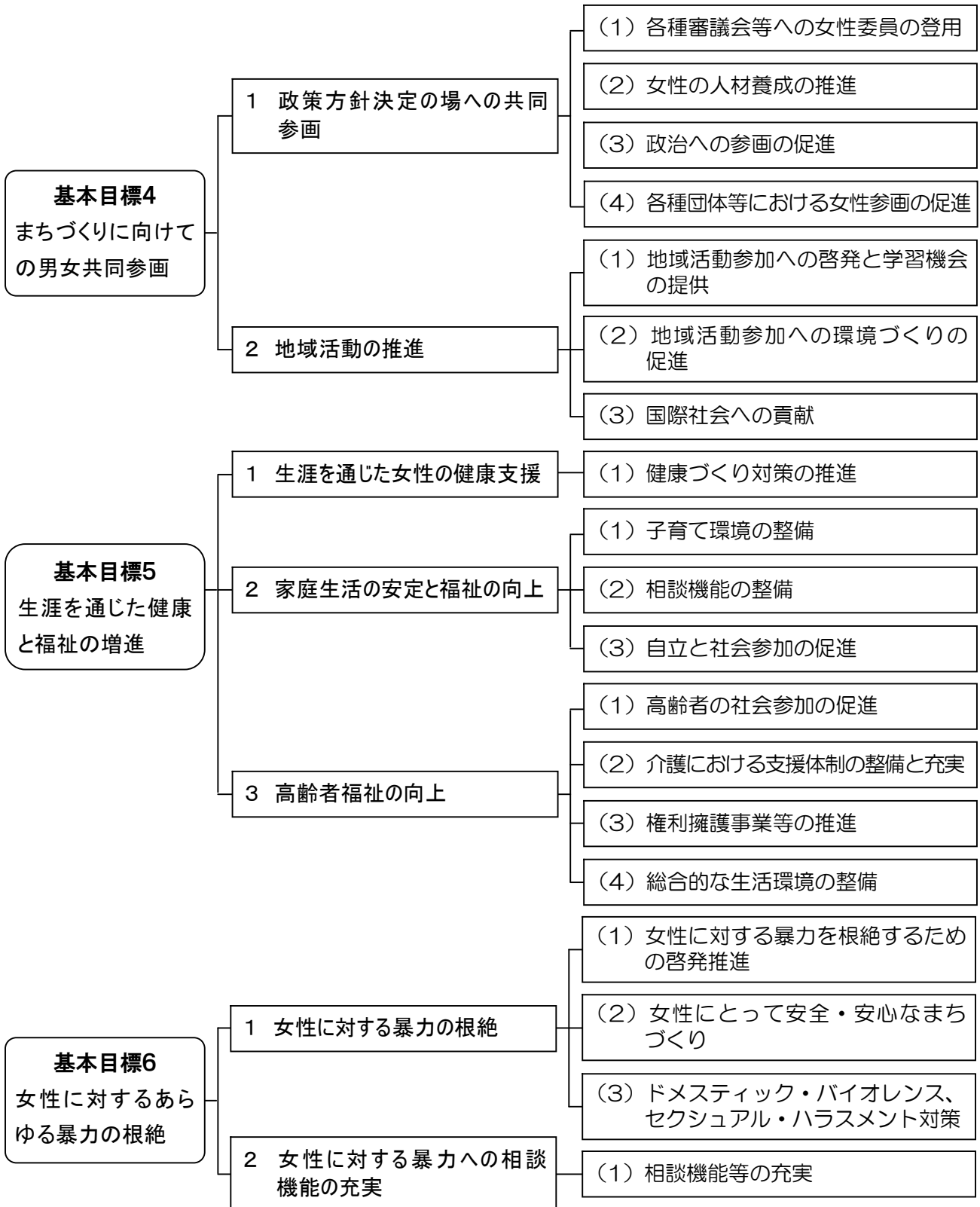
1 施策の体系



<基本目標>

<施策の方向>

<基本施策>



2 施策の展開

基本目標1：男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別や年齢にとらわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会です。

未来に向けて活力と潤いのあるまちづくりを進めるためには、こうした理念が浸透し、誰もが自分らしくいきいきと暮らし、男女がともにあらゆる分野へ参画することが大切です。

しかしながら、住民意識調査では、依然として固定的性別役割分担意識は根強く存在しています。固定的性別役割分担意識は長い歴史過程の中で形作られてきたものであり、これらを変革していくためには、女性も男性も、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、社会制度や慣行についても見直すための啓発を行い、社会全体で男女共同参画社会の確立に向けての意識改革を推進していく必要があります。

そのため、幼児教育をはじめ、学校教育、生涯学習等あらゆる場と機会を通じて、男女平等教育を推進します。

<住民意識調査結果より>

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、“そう思う”との回答は 30.8%と少なくありません。(p13 参照)
- 「社会全体として」“男性が優位”との回答は 79.4%と多数を占めています。(p14 参照)
- 男女が平等になるためには、「女性をとりまく様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」をあげる人が 51.9%と最も多くなっています。(p15 参照)
- 学校教育の場で大切なこととしては、「学習を通して男女平等の意識や相互理解を高めるよう人間尊重の教育を充実する」(60.0%)、「進路指導において、固定的な性別役割分担にとらわれることなく児童・生徒一人ひとりの能力・適性を活かせるよう配慮する」(51.9%)、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女で区別しない」(46.1%)が上位にあげられています。(p21 参照)

目標数値

項目	現状	目標	区分
「社会全体として」の男女平等感	15.8%	20.0%	誘導(町が住民に啓発等を行いともに目指していくこと)

施策の方向1：男女平等教育・学習の推進

男女平等意識を育てるため、幼児教育や学校教育の場において、男女平等教育・学習を進めていきます。

また、社会のあらゆる分野での男女平等を確立するためには家庭教育や生涯学習の果たす役割は大きいものがあります。余暇時間の増大など社会環境の変化に伴う住民の学習意欲のニーズに対応するとともに、生涯学習等において学習機会の提供を行います。

(1) 教育の場における男女平等の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 技術・家庭科、保健体育での推進	小中学校の技術・家庭科及び保健体育の授業を男女がともに学ぶことにより、男女平等教育を推進します。	こども育成課
② 道徳教育・人権教育の充実	子どものころから男女平等意識を育てるため、小中学校の道徳の授業や学級活動を通して、人権の尊重にかかる啓発教育や男女平等教育を推進します。	こども育成課
③ ボランティアなど社会人との交流体験・職場体験を通じての職業意識の育成	性別にこだわらず、子ども一人ひとりの個性や能力を尊重した自由な職業選択ができるような体制をつくとともに、ボランティアなど社会人との交流体験や職場体験を通じて、職業意識の育成を図ります。	こども育成課
④ 男女混合名簿の継続実施	幼児教育、学校教育において、男女混合名簿を継続して実施し、今後も性別にとらわれない個性を尊重した指導に努めます。	こども育成課
⑤ 学校経営における主任級への女性の登用、人材育成	教育の場における男女共同参画を推進するため、学校運営において、女性の教務主任や学年主任等主任級の登用を進め、男女に偏りのない学校運営に努めます。	こども育成課

(2) 家庭教育や生涯学習における推進

施策名	施策の内容	担当課
① 家庭教育学級等の充実	<p>町内全幼稚園・小学校に家庭教育学級を設置し、各学級の実情に合わせた事業を実施しています。</p> <p>親子での参加や父親が参加しやすい開催日時にするなど、内容や実施方法等を工夫し、参加を促進します。</p>	生涯学習課
② 家庭教育の日 (新規)	<p>毎月第1日曜日を「家庭教育の日」として定め、親子のふれあい、コミュニケーションを深め、家庭の役割やしつけ等について見つめ直す日として教育関係機関及び各種団体と協力し、推進に努めます。</p> <p>また、第1日曜日は、「清掃の日」なので、親子で地区清掃に参加するよう働きかけます。</p>	生涯学習課
③ わくわく塾の拡充	<p>自ら「学ぶ」、「教える」という生きがいを満たす学習講座「わくわく塾」を開催しています。</p> <p>今後も性別や年齢を問わない、多種多様な講座開催の実施と情報発信に努めます。</p>	生涯学習課
④ くすのき学級の充実	<p>高齢者を対象とした教養講座を充実し、性別にとらわれることなく、幅広い学習、交流の機会を提供します。</p>	生涯学習課
⑤ 子どもを対象に社会のマナーやルール等学習会の開催	<p>子どもを対象にした社会のマナーやルール等の学習会を開催し、社会生活に必要なことを学ぶ機会を提供します。</p>	生涯学習課

施策の方向2：男女共同参画・人権尊重意識の啓発

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、各種の広報、啓発活動を推進します。

また、人権問題を正しく理解し、人権意識を高めるための啓発活動に取り組みます。

(1) 男女共同参画の啓発活動の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 男女共同参画意識推進のための職員啓発講座等の実施・企画の推進	全庁的な取り組みを推進していくため、男女共同参画に関して共通の認識をもつことを目的に、職員啓発講座等の企画・実施に努め、職員への意識啓発を図ります。	行政課 企画財政課 生涯学習課
② 情報誌「咲くっと」の発行	男女共同参画社会の推進、啓発のための情報誌「咲くっと」を編集・発行するとともに、内容の充実に努めます。	生涯学習課
③ 男と女のチャレンジらいい講座の実施	男女の人権尊重及び、固定的性別役割分担意識の是正など、多くの住民に対して意識の浸透や関係改善を図るための講座を開催します。	生涯学習課
④ 「つどい長泉」での啓発講座の開催	男女がパートナーとしてお互いを尊重し、個性が発揮できる社会の実現を目指し、つどい長泉実行委員会主催の啓発講座を開催し、男女平等意識の啓発を図ります。	生涯学習課
⑤ 女性団体を中心としたネットワークづくりの推進	地域の女性団体を中心としたネットワークづくりを推進します。	生涯学習課

(2) 人権尊重意識の啓発活動の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 人権相談及び人権の理解啓発の推進(新規)	人権相談の充実、人権理解を目的とする啓発活動を推進します。	行政課
② 人権にかかわる研修会への参加及び伝達・啓発(新規)	人権教育にかかわる研修や講演会などの情報を住民に提供し、人権問題に対する啓発を進めます。	生涯学習課

基本目標 2：就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

現状と課題

就労を取り巻く環境は、男女雇用機会均等法や、育児・介護休業法の改正により、女性だけでなく男性も子育てや介護のための休暇が取りやすくなるなど、男女がともに働き続けるための法制度の整備が進んでいます。

今日、雇用・就業形態は多様化しており、フルタイム、パートタイム、派遣労働、在宅勤務等、それぞれのライフスタイルに応じてさまざまな働き方があります。これらの多様な就業形態に合わせ、就業における男女共同参画を推進するため、事業所及び住民に対し広く啓発を図るとともに、働きたいと考えている人への就職情報の提供など就労に関する支援が求められます。

また、短時間労働者、派遣労働者等の適切な労働条件が確保されるよう、パートタイム労働法^{※1}、労働者派遣法^{※2}等の労働関連法規の周知・啓発を図り、雇用形態を理由とする不当な待遇がないようにしなければなりません。職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※3}についても、人権の侵害であることの認識を深めて防止に努めるとともに、被害者を支えるための体制を整備する必要があります。

一方で、仕事だけでなく、家庭生活も充実させることができる環境づくりを目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。そのため、労働基準法や育児・介護休業法等、仕事と家庭生活を支えるための関連法規の周知と理解が求められます。

※1 パートタイム労働法

短時間労働者（パートタイム労働者）の雇用管理の改善、職業能力の発揮などを目的に、事業主に対する雇用管理の改善等についての措置を定めた法律です。

※2 労働者派遣法

労働者派遣業の適正な運営と派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図るとともに、派遣労働者の雇用の安定や福祉の増進に資することを目的に定められた法律です。

※3 パワー・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントが性別をもとにしているのに対し、パワー・ハラスメントは、性別にかかわらず権力や地位を利用した嫌がらせの意味で用いられています。仕事上の上下関係・権力関係などの差を背景にして、本来の業務等の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、働く環境などを悪化させる行為をいいます。

<住民意識調査結果より>

- 「就職の機会や職場の中で」“男性が優位”との回答は74.2%と多数を占めています。(p14 参照)
- 女性の就業のあり方として「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい(就職継続型)」が望ましいとの回答は22.5%と少なくありません(p19 参照)
- 男性の介護への参加のためには、「介護休業制度を活用できるような職場環境づくりをすすめる」との回答が67.3%と最も多くなっています。(p21 参照)
- 男女平等参画社会に関する法律について、「内容までよく知っている」との回答は、「男女雇用機会均等法」34.7%、「育児・介護休業法」25.9%、「ストーカー規制法」22.8%と、2～3割にとどまっています。(p22 参照)

施策の方向1：就業分野における男女共同参画の推進

雇用の場における男女共同参画意識の浸透と確立を図るため、町内事業所等への啓発活動を行います。

(1) 事業所等に対する啓発

施策名	施策の内容	担当課
① 企業への男女雇用均等法の周知啓発	企業への男女雇用均等法を周知するために、国や県と連携しながら啓発します。	生涯学習課 産業振興課
② パートタイム労働法や労働者派遣法の周知啓発	パートタイム労働法や労働者派遣法を周知するために国や県と連携しながら啓発します。	生涯学習課 産業振興課

施策の方向2：就業環境の整備

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のため、啓発活動を実施するとともに、被害者を救済するため支援体制の整備に努めます。

(1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の徹底

施策名	施策の内容	担当課
① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための啓発の推進（新規）	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための啓発活動を行います。	生涯学習課
② セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント被害者を支える体制づくり（新規）	相談窓口における電話相談や面談・カウンセリング等の対応により、早期発見に努めます。	生涯学習課 行政課 福祉保険課 こども育成課 健康増進課

(2) 働きやすい職場環境の整備

施策名	施策の内容	担当課
① 駿東勤労者福祉サービスセンター（ベネフィ駿東）事業の充実	自営業者・中小企業労働者の福祉の向上を目指して、駿東勤労者福祉サービスセンター（ベネフィ駿東）の事業を充実するよう働きかけます。	産業振興課

施策の方向3：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備のために、育児・介護休業法等の関連法規の周知に向けて啓発活動を実施します。また、労働時間の短縮・病気休暇の保障を促進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法等の労働関連法規を遵守するよう啓発を行います。

（1）保育・介護事業の充実

施策名	施策の内容	担当課
① 育児休業や介護休業、再雇用制度の周知啓発	育児・介護休業法や再雇用制度を周知するため、事業所及び従業員に対する啓発を行います。	産業振興課 生涯学習課
② 介護事業における質の高いサービス提供の指導	介護サービスの提供にあたっては、質の高いサービスが提供されるよう、事業者や関係機関の指導を行います。	長寿介護課

（2）労働時間の短縮等就業条件の整備

施策名	施策の内容	担当課
① 労働時間短縮に向けての啓発(新規)	女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮やノー残業デーの啓発を図ります。	生涯学習課

基本目標3：男性にとっての男女共同参画

現状と課題

現在は、女性も男性も仕事をもち、子育てもともに責任をもって行うという認識が広まりつつあり、性別による差異は少なくなってきました。家庭においても、就業の場においても、男女は互いに対等なパートナーであり、役割を固定することなく、協力し合っていくことが重要です。

男女共同参画社会を実現するためには、女性だけでなく、男性の男女共同参画の意識を高めていくことが必要です。男性がより積極的に家事・育児・介護等に参画することを促進するため、男性に対する啓発・支援を行うとともに、男性が育児・介護休暇を取得しやすい環境整備に努め、男性の男女共同参画の意識づくりを進めていく必要があります。

<住民意識調査結果より>

- ▶ 家庭での理想とする役割分担として、「炊事・掃除・洗濯」や「育児（乳幼児の世話）」は「男性と女性と同程度」が4割強にとどまり、「女性が中心」が5割を占めています。（p16 参照）

施策の方向1：男性の男女共同参画への促進

女性も男性も、協力して家庭での仕事を行う環境づくりの充実を図ります。また、男性の育児・介護への参画促進を図るため、育児・介護休暇取得を促進するための意識啓発、事業所への働きかけ等を行います。

（1）男性の男女共同参画意識に対する理解の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 男性の家事・育児・介護等参画促進のための啓発（新規）	男性が家事・育児・介護等へ積極的に参加し、男女共同の家庭づくりを進めるための啓発を進めます。	生涯学習課 健康増進課 行政課

（2）男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 事業所等における男性の育児・介護休業取得のための啓発（新規）	男性の育児・介護休業取得促進のための啓発に努めます。	生涯学習課 産業振興課 行政課

基本目標4：まちづくりに向けての男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会を形成していくためには、男女ともに積極的に社会活動に参加していくとともに、政策や方針決定の場に参画することが不可欠です。

町の審議会や各種委員会等において、政策や方針の立案と決定の場への女性の参画を促進するためには、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）^{※4}の考え方にもとづき、分野によっては女性を積極的に登用することが必要です。女性も男性も十分に能力を発揮し、ともに貴重な意見としてまちづくりに反映されるようにすることが重要です。

住民の行政への関心を高め、積極的な参画を促すためにも、行政情報を広く公開するとともに、住民の意見を施策推進に取り入れることができる場の拡充に努めます。

さらに、男女共同参画に関する情報の発信、講座・講演会など、魅力ある事業を実施していく必要があります。

※4 積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。具体的には、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

<住民意識調査結果より>

- 政治や行政に女性の参画が少ない理由としては、「男性優位の組織運営」が55.7%と最も多くなっています。（p15参照）

目標数値

項目	現状	目標	区分
審議会委員女性比率	21.8%	30.0%	推進（町が施策事業を達成していくこと）
区女性役員比率（区長・副区長・会計）	6.1%	10.0%	誘導（町が住民に啓発等を行いともに目指していくこと）

施策の方向1：政策方針決定の場への共同参画

政策方針決定の場で男女の意見が均等に反映されるように、審議会や委員会等においては、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を用いて女性委員の比率目標を定め、女性の登用を促進します。

また、女性の人材養成や女性団体への支援の推進等により、意思決定過程へ参画する力をつけていくことに努めます。

（1）各種審議会等への女性委員の登用

施策名	施策の内容	担当課
① 各種審議会等への女性委員の登用の推進	政策方針決定の場の男女不均衡を是正するため、各種審議会等に女性委員を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等を解消します。	全 課
② 女性委員の登用調査	各種審議会等への女性委員の登用調査を実施し、女性委員の登用状況の把握に努めます。	生涯学習課

（2）女性の人材養成の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 女性団体の自主企画事業への助成	女性団体が活動しやすいように、支援協力を行います。	生涯学習課
② 人材リストの作成	女性人材リストの登録を進め、人材養成に努めます。	生涯学習課
③ 女性のエンパワーマントへの支援（指導者等の資質向上のための研修会や講座への参加支援）	男女共同参画の指導者の養成や、資質の向上に関する研修に参加する人に対して、その研修に要する費用の一部を補助し、女性の人材養成の推進を図ります。	福祉保険課 生涯学習課

(3) 政治への参画の促進

施策名	施策の内容	担当課
① 議場への傍聴方法等をPR	気軽に議会を傍聴してもらえるよう、町のホームページや議会だより、町広報紙などを活用し、傍聴方法等に関する情報提供に努めます。	議 会 事 務 局
② 議会議事録のホームページ公開までの日数短縮	議会議事録の作成日数を短縮するなど、ホームページに公開するまでの日数の短縮に努めます。	議 会 事 務 局

(4) 各種団体等における女性参画の促進

施策名	施策の内容	担当課
① 自治会、コミュニティ、PTA等各種団体役員への女性の登用促進 (新規)	区長会、PTA等各種団体の長や本部役員へ女性の登用を促進するよう啓発を行います。	全 課
② 各種事業の実行委員会への女性の参画の呼びかけ	地域活動への企画・運営に参加するよう、各種事業の実行委員会に女性の参画を呼びかけます。	全 課

施策の方向2：地域活動の推進

住民の自主的なまちづくりを推進するため、女性団体、ボランティアグループ等の住民の活動を支援します。

また、住民の多様化する学習ニーズに応えるため、各種の講座の充実を図ります。

このほか、町内居住外国人が生活しやすい環境づくりに努めます。

(1) 地域活動参加への啓発と学習機会の提供

施策名	施策の内容	担当課
① 地域活動への男女の積極的参加の呼びかけ	地域活動への男女の積極的な参加の呼びかけを行い、まちづくりや地域防災、子育て、介護支援、生涯学習活動等に参画できるよう支援します。	全 課
② わくわく塾講師への登録推進	「学ぶ」と「教える」という生きがいの両面を満たす各種講座の受け皿を整え、充実させます。	生涯学習課
③ 女性団体ネットワークの強化	男女共同参画を推進する団体のネットワークを強化し、県や町からの情報を提供します。	福祉保険課 生涯学習課
④ 地域づくりへの出前講座の実施	住民の学習機会の拡充を図るとともに、町政に対する理解を深め、まちづくり推進に寄与することを目的とする出前講座の実施と充実を図ります。	全 課
⑤ 出前講座の一覧作成	出前講座の周知と参加者の拡大に向けてのパンフレット等の作成を行います。	生涯学習課

(2) 地域活動参加への環境づくりの促進

施策名	施策の内容	担当課
① 地域での女性役員等の受け入れ強化	地域活動への男女の積極的参加を呼びかけ、男女区別なく役員等の登用を呼びかけます。	全 課
② 子育て支援の充実	子育て世帯の「援助を受けたい者」と「援助をしたい者」が会員制組織に登録し、依頼を受けてアドバイザーが仲介をし、子育て支援の充実を図ります。	こども育成課
③ ボランティア活動窓口の整備	町民の自主的なまちづくりを推進するため、ボランティア活動窓口の整備を図り、ボランティア団体の活動を支援します。	企画財政課 地域防災課 福祉保険課 社会福祉協議会 産業振興課 こども育成課 生涯学習課 健康増進課

(3) 国際社会への貢献

施策名	施策の内容	担当課
① 町内居住外国人に対して生活関連情報の提供(パンフレット作成)	外国人向けパンフレットを作成し、外国語による情報提供を行い、町内居住外国人も生活しやすい環境づくりを推進します。	行政課 企画財政課 住民窓口課 くらし環境課
② 町内居住外国人に対して防災訓練参加の推進	安全、安心のまちづくりにむけ、町内居住外国人も防災訓練に参加するよう啓発します。	地域防災課
③ 国際的人材の育成 (新規)	小中学校において国際教育(A L T)を実施し、国際理解教育、英語指導を行い、国際交流活動を通じて、性別や国籍による差別意識を払拭するとともに、多様な価値観の理解を推進します。	こども育成課

基本目標5：生涯を通じた健康と福祉の増進

現状と課題

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、お互いに尊重し合うことは、男女共同参画社会の形成にあたって重要なことです。特に女性は、妊娠・出産等の身体的特徴をもち、思春期、妊娠・出産期及び更年期等のライフ・ステージごとに、男性とは異なる健康上の問題と直面します。健康でいきいきとした生活を送るためには、健康を阻害するおそれのある要因について正しい知識をもち、その予防をすることが大切です。性感染症や、薬物、喫煙及びアルコールへの依存等の体に悪影響を及ぼす問題だけでなく、こころの健康にも留意し、心身両面の健康を保つようこころがける必要があります。

さらに少子・高齢化が急速に進展する今日、子育てや介護等の問題は社会全体の課題です。女性と男性が家庭、職場、地域での活動とともに参画するためには、子育てや介護等を女性と男性がともに担い、また、地域や社会全体で支援する体制を整備する必要があります。

施策の方向1：生涯を通じた女性の健康支援

妊娠・出産期における女性の健康を支援するため、健康診査等を実施するとともに、女性も男性も参加しやすい子育て講座を開催します。

また、生涯にわたる健康をライフ・ステージに応じて支援するため、保健師等の専門家による相談体制を充実するとともに、幅広い世代を対象とした健康づくりの支援に努めます。

(1) 健康づくり対策の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 不妊治療費助成事業の実施	不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。	健康増進課
② こんにちは赤ちゃん教室	妊娠期から出産後の母体の健康管理について指導を行います。また、こんにちは赤ちゃん教室において小児科医師による講話及び沐浴実習を通して、父親の育児参加を促します。	健康増進課
③ 健康講座の開催	生活習慣病予防や女性の健康などをテーマとした健康講座を開催し、健康づくりの啓発活動を行います。	健康増進課

施策名	施策の内容	担当課
④ 妊娠期の健康相談の実施	母子健康手帳交付時に妊娠期の健康相談を実施します。	健康増進課
⑤ 健康づくり運動の推進	各種健康教育、健診を通して、健康づくりを推進します。	健康増進課
⑥ 子宮頸がん予防事業 (新規)	子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を助成します。	健康増進課
⑦ 健康づくりの拠点施設の建設(新規)	健康づくりの拠点となる施設の整備を進めていき、幅広い世代を対象とした健康づくりの支援に努めます。	健康増進課

施策の方向2：家庭生活の安定と福祉の向上

人々のライフスタイルが多様化するのに伴い、勤務形態も多様化しているため、それに対応した保育環境の整備を推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

また、核家族化や都市化の進行のために子育ては孤立する傾向にあることを踏まえ、ひとり親家庭等の負担に配慮し、子育てに伴う親の心理的及び経済的負担を軽減するため、相談事業等を充実させます。

このほか、男性や高齢者がひとりの生活者として自立できるよう努めます。

(1) 子育て環境の整備

施策名	施策の内容	担当課
① 子育てバリアフリーマップの作成	町内の施設や公園、病院等を掲載した子育てマップを作成し、子育て世帯の転入者に配布します。	こども育成課
② 延長保育の実施	公立保育園での平日の保育時間や土曜保育を延長します。	こども育成課
③ 一時預かり事業	保護者の疾病や育児疲れによる精神的・肉体的負担を軽減するため、一時預かり事業を実施しています。今後実施箇所数の増加を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。	こども育成課
④ 病後児保育の実施	公立保育所1ヶ所、私立保育所1ヶ所において病後児保育を実施します。	こども育成課
⑤ 子育てグループへの育成支援	地域組織育成事業として、子育てを応援する民間団体へ補助金を支出し、活動に対する支援を行います。	こども育成課

施策名	施策の内容	担当課
⑥ 子育て支援センターの充実	保育所併設型地域子育て支援センターとして、公立保育所に2ヶ所、私立保育所に1ヶ所設置し、遊び場として活用するとともに育児相談や保護者同士の情報交換を行います。	こども育成課
⑦ 放課後児童会の充実	小学校の放課後児童会の開設を進め、待機児童の解消を図ります。	こども育成課
⑧ 児童館運営	管理運営を（福）長泉町社会福祉協議会に委託し、児童の健やかな成長の促進、保護者間の交流などを目的に各種事業を実施します。	こども育成課
⑨ 少年少女サークル事業の実施	町内の小・中学生を対象とし、町内の各施設を利用し、異年齢の子どもたちが多様な体験ができる機会を提供します。	こども育成課
⑩ 地域子ども教室の実施	地域社会の中で子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、「地域子ども教室」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくるとともに、地域の方々の参画により様々な活動を実施します。	こども育成課 生涯学習課
⑪ 地域見守り隊の設置	各小学校において見守り隊を設置し、登下校の交通安全や不審者の抑止にあたります。また、地区安全会議等に参加し、広く情報交換を行うなど、児童の安全確保に努めます。	こども育成課
⑫ 託児スタッフ養成講座 (新規)	子育て中の親が安心して学習活動に参加できるよう、親のかわりに子どもたちの世話をする託児スタッフを養成する講座を開催し、子育て支援をします。	生涯学習課

(2) 相談機能の整備

施策名	施策の内容	担当課
① 子ども総合相談	子どもに関する様々な相談に応じるとともに、相談内容により関係機関と連携を図り、各種相談に応じます。	こども育成課
② 子育て支援センターでの育児相談	地域子育て支援センターにおいて、小さな子どもをもつ親の育児相談に応じます。	こども育成課
③ 福祉総合相談	関係課と連携し、福祉に関する様々な相談に応じます。	福祉保険課
④ 高齢者に関する相談 (新規)	町内3ヶ所の在宅介護支援センターと、地域包括支援センターで、高齢者に関する相談に応じます。	長寿介護課
⑤ 人権・法律相談	関係課と連携し、人権・法律に関する様々な相談に応じます。	行政課

施策名	施策の内容	担当課
⑥ ひまわり相談	いじめ・不登校・子育ての問題等相談に応じ、助言・支援を行うとともに、関係機関と連携し、必要な措置を講じます。	生涯学習課
⑦ 健康相談	乳幼児健康相談や成人健康相談、精神科医による「心の相談」を実施し、健康に関する相談に応じます。また、不定期での電話相談にも応じます。	健康増進課

(3) 自立と社会参加の促進

施策名	施策の内容	担当課
① ひとり親家庭の経済援助・貸付制度	県事業であるひとり親家庭の経済援助・貸付制度の広報及び受付事務を実施し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	こども育成課
② わくわく塾の開催	多種多様な「わくわく塾」の実施に努めます。	生涯学習課
③ くすのき学級の開催	高齢者を対象とした教養講座として「くすのき学級」の充実を図ります。	生涯学習課
④ 男性・高齢者向け料理、栄養講座	男性や高齢者向けの料理教室や要請に応じて栄養講座等を実施し、男性や高齢者の自立と社会参加の促進を図ります。	健康増進課
⑤ 人材リストの活用	自分の知識や技術を教えて社会参加していく人の活用を図ります。	全 課
⑥ ボランティア活動の連携・推進	ボランティア団体の連携や情報交換活動を中心にボランティア団体の資質向上を図ります。	福祉保険課 社会福祉協議会 企画財政課 産業振興課 こども育成課 健康増進課 地域防災課 生涯学習課

施策の方向3：高齢者福祉の向上

高齢化が急速に進展する社会において、高齢者が地域社会の中でいきいきと生活するため、社会参加の場と機会を充実させるとともに、啓発活動を推進します。

また、介護保険制度の普及促進に努めるとともに、高齢者が安心して質の高いサービスを受けられるように、ニーズに即した各種サービスを充実させます。

住み慣れた地域で自立して生活できるようにすることは、高齢者の生きがいにも通じるため、在宅福祉サービスや生活支援サービスを充実させるとともに、住宅環境の充実にも努めます。

さらに、高齢者が社会で尊厳をもち、家庭内で虐待されることがないように、高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度^{※5}の普及・促進を推進します。

※5 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない人が契約などを結ぶ場合に、不利益にならないよう家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが、本人の不十分な判断能力を補い、保護・支援する制度をいいます。

(1) 高齢者の社会参加の促進

施策名	施策の内容	担当課
① 高齢者の社会参加に対する支援(新規)	高齢者の生きがいづくり、健康づくりに関し、広報紙やパンフレット・チラシ等の配布、出前講座等により啓発を行います。	生涯学習課 健康増進課 長寿介護課
② シルバー人材センターの活用促進(新規)	高齢者の社会参加を進め、高齢者のもつ能力を活用していくために、シルバー人材センター事業を支援し、就業機会の拡大を図ります。	産業振興課

(2) 介護における支援体制の整備と充実

施策名	施策の内容	担当課
① 介護者交流会	介護者支援の一環として、介護者交流会の充実を図ります。	長寿介護課
② 介護予防教室の開催	高齢者がいつまでも健康でいきいきと安心して暮らせるために、介護予防講座等の充実を図ります。	長寿介護課 健康増進課
③ 福祉部門への専門職員の配置	社会福祉士や保健師など専門知識にもとづいた助言や指導、援助を行えるよう、要資格者を配置します。	行政課
④ 福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス等の生活支援サービス事業を推進します。	長寿介護課

(3) 権利擁護事業等の推進

施策名	施策の内容	担当課
① 高齢者の権利擁護事業の周知・啓発（新規）	認知症高齢者等の権利を擁護するため、権利擁護事業の周知・啓発を図ります。	長寿介護課
② 高齢者における成年後見制度の周知・啓発（新規）	認知症高齢者等を保護するため、成年後見制度の周知・啓発を図ります。	長寿介護課
③ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の周知・啓発（新規）	高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の権利を擁護するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知・啓発を図ります。	長寿介護課

(4) 総合的な生活環境の整備

施策名	施策の内容	担当課
① 企業等への介護休業への啓発	介護休業法を周知するため、事業所及び従業員に対する啓発を行います。	生涯学習課
② 福祉教育の推進	学校での福祉体験などを通し、福祉への理解と関心を高めるように努めます。	福祉保険課 こども育成課
③ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき、高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合い活動を促進します。	長寿介護課

基本目標6：女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーからふるわれる暴力をいいます。身体的暴力の他に、精神的、経済的暴力等の形態があり、その被害者の多くは女性です。これまでドメスティック・バイオレンスは、どんなに被害が深刻であっても、夫婦間の問題として見過ごされてきましたが、平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）^{※6}」（平成16年及び平成19年改正）では、ドメスティック・バイオレンスは犯罪であることが明記されました。

セクシュアル・ハラスメントについては社会的な認知や理解が進んできたといえますが、今後もより一層の啓発が求められます。

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、男女共同参画情報誌の発行や講座・講演会等を通じた啓発活動を推進し、職場・学校・地域など様々な場面において、女性に対する暴力を許さない住民意識を形成します。

また、被害者救済のための相談体制の充実と、各関連機関が緊密な連携を図ります。

※6 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に公布されました。平成16年の改正では、ドメスティック・バイオレンスの定義の拡大や被害者自立支援の明確化がなされ、平成19年には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正がなされています。

<住民意識調査結果より>

- 配偶者や親しい異性からの暴力について、「現在、受けている」と回答した人は1.5%、「過去に受けたことがある」（10.4%）とする人は1割みられます。（p17参照）
- DV防止法について、「内容までよく知っている」との回答は18.0%となっています。（p22参照）
- セクシュアル・ハラスメントを「自分が受けたことがある」と回答した人は7.5%、「人が受けたのを見たり、聞いたりしたことがある」と回答した人は24.5%となっています。（p18参照）

施策の方向 1：女性に対する暴力の根絶

女性の基本的人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害している女性に対する暴力の根絶に向け、啓発活動を実施します。

また、関係団体と連携し防犯体制の充実を図り、女性が安心して生活できる安全なまちづくりを進めます。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための啓発推進

施策名	施策の内容	担当課
① 情報誌「咲くっと」での啓発	情報誌「咲くっと」において、男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さない社会の実現の必要性についての啓発を行います。	生涯学習課
② 青少年を守る家・店事業の実施	青少年を事故や事件から守るために緊急避難場所として、「青少年を守る家」及び「青少年を守る店」の充実を図ります。 また、青少年補導員協議会、地域の見守り隊の活動との連携を検討します。	地域防災課 生涯学習課

(2) 女性にとって安全・安心なまちづくり

施策名	施策の内容	担当課
① 地区安全会議の設置 (新規)	自治会長や各種関係団体の代表者が主体となり、各小学校校区別に安全会議を設置し、さまざまな防犯活動を実施して地域の防犯力を高めます。	地域防災課

(3) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント対策

施策名	施策の内容	担当課
① ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント相談	ドメスティック・バイオレンスについては、担当者が常時相談に応じ、必要に応じて一時保護などの対応を図ります。 セクシュアル・ハラスメントについても担当課が、相談に応じます。	福祉保険課 行政課

施策の方向2：女性に対する暴力への相談機能の充実

女性に対する暴力は、被害者である女性や周囲の人も相談できない例が多数あることを踏まえ、被害者救済を目的として、相談機能を充実させるとともに、庁内各課や警察等の関連機関とのネットワークを活用します。

(1) 相談機能等の充実

施策名	施策の内容	担当課
① 相談体制の充実・連携	被害者である相談者が相談しやすいように、総合相談室を設置し、関係機関等が連携し、相談体制を充実します。	行政課 福祉保険課 健康増進課 こども育成課
② 女性情報コーナーの実施	女性に関する情報を、図書館のコーナーに設けて情報提供を推進します。	生涯学習課 町民図書館

参考資料

1 第2次長泉町男女共同参画プラン策定の経緯

年	月	日	策 定 経 緯
平成21年	12月	—	男女共同参画プラン「ぱっとなあしっふⅡ」の進捗状況調査 ・関係各課に計画の進捗状況調査を実施
平成22年	3月	—	男女共同参画社会に関する住民意識調査 ・町内在住の18歳以上の町民2,000人を無作為抽出し、郵送調査法により住民意識調査を実施
	8月	25日	男女共同参画プラン策定ワーキング委員会 ・男女共同参画プラン「ぱっとなあしっふⅡ」の進捗状況検討 ・住民意識調査の結果報告
	9月	29日	男女共同参画プラン策定委員会 ・長泉町より諮問を受ける ・男女共同参画プラン「ぱっとなあしっふⅡ」の進捗状況検討 ・住民意識調査の結果報告
	11月	5日	男女共同参画プラン策定ワーキング委員会 ・男女共同参画プラン（骨子案）について
	11月	16日	男女共同参画プラン策定委員会 ・男女共同参画プラン（骨子案）について ・基本目標について
	12月	1日	男女共同参画プラン策定ワーキング委員会 ・男女共同参画プラン（案）について
	12月	14日	男女共同参画プラン策定委員会 ・男女共同参画プラン（案）の承認について
	平成23年	1月	15日
2月		15日	パブリックコメント終了
2月		17日	男女共同参画プラン策定ワーキング委員会 ・パブリックコメントの結果報告
2月		25日	男女共同参画プラン策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・男女共同参画プラン策定答申について

2 諮問書

長生学第 106 号

平成 22 年 9 月 29 日

長泉町男女共同参画プラン策定委員会

委員長 大川 須津子 様

長泉町長 遠藤 日出夫

第 2 次長泉町男女共同参画プランの策定について（諮問）

近年、少子高齢化、情報化社会の進展、住民の価値観の多様化など住民を取り巻く社会環境は、急激に変化しています。

このような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

また、住民と行政が協働のまちづくりを進めていくためには、男女が家庭、職場、地域等あらゆる場において、ともに参画し社会を支えていくことが重要であります。

わが長泉町では、平成 9 年に長泉町女性行動計画「ぱっとなあしっぷながいずみぷらん」を策定し各種施策を展開し、平成 17 年 3 月には、さらなる取組みを推進していくために長泉町男女共同参画プラン「ぱっとなあしっぷⅡ」を策定し各施策の推進を図ってきました。

しかし、昨年度に実施した「男女共同参画社会・生涯学習推進社会に関する住民意識調査」における、長泉町の状況としては、依然男性優位の社会であるとする意見が多く、今後一層男女共同参画の意識づくりや環境づくりが必要です。

平成 22 年度は町総合計画の策定に併せ、男女共同参画社会を推進する新たな指針とするため、「第 2 次長泉町男女共同参画プラン」の策定をお願いしたく、ここに諮問します。

3 答申書

平成 23 年 3 月 14 日

長泉町長 遠藤 日出夫 様

長泉町男女共同参画プラン策定委員会
委員長 大川 須津子

第 2 次長泉町男女共同参画プランの策定について（答申）

平成 22 年 9 月 29 日付け長生学第 106 号をもって本委員会に諮問のあったこのことについては慎重に審議した結果、別冊「第 2 次長泉町男女共同参画プラン（案）」としてまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、策定委員会で交わされた様々な意見を十分に尊重し、特に以下の点にご配慮をお願いします。

記

1. 男女が共に個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活をおくるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進。
2. 仕事をもつ女性や、子育て中の女性に対してのサポート体制の充実並びに、ひとり親家庭問題にも配慮した支援のあり方の検討。
3. 町民ニーズは極めて多様化しており、その基本となるべき政策・施策等の決定段階から幅広く女性の意見や主張を取り入れていく必要があるため、今後は町の行政組織や議会をはじめ、自治会組織等においても女性登用の推進。
4. 本計画の期間が 10 年の長期にわたるため、期間内において社会情勢の変化に伴い、本計画による対応が困難と判断された場合は、迅速かつ柔軟な対応。

4 長泉町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(平成 7 年 3 月 29 日告示第 39 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日告示第 49 号平成 12 年 5 月 24 日告示第 75 号

平成 22 年 4 月 28 日告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画に係る問題及び関係施策の現状とそのあるべき姿について調査研究し、長期的かつ総合的な視点に立って、男女共同参画に係る今後の基本計画を策定するため長泉町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、この委員会について必要な事項を定める。

(平 22 告示 51・一部改正)

(構成)

第 2 条 委員会は、委員 12 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種民間団体の代表者
- (3) 町民代表
- (4) 町職員

3 委員は、第 5 条に規定する町長への報告が完了したときは、解嘱されるものとする。

[第 5 条]

(平 12 告示 75・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員会は、第 1 条に規定する基本計画を策定したときは、速やかに町長に報告するものとする。

[第 1 条]

(平 22 告示 51・一部改正)

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平 12 告示 49・一部改正)

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 49 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 5 月 24 日告示第 75 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 28 日告示第 51 号)

この告示は、公示の日から施行する。

5 長泉町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
委 員 長	大 川 須津子	男女共同参画推進懇話会委員 (ネットワークながいずみ)
副 委 員 長	安 藤 道 子	男女共同参画推進委員
委 員	秋 山 一 恵	男女共同参画推進懇話会委員長
〃	井 出 康	男女共同参画推進懇話会委員 (労働者福祉協議会)
〃	内 野 菊 江	男女共同参画推進懇話会委員 (民生委員児童委員協議会)
〃	小野寺 宏	前男女共同参画プラン策定委員会委員長
〃	宇津木 幸子	前男女共同参画プラン策定委員会副委員長

事 務 局	チ-ーム名	職 名	氏 名
教育委員会		部 長	大沼 敏裕
生涯学習課		課 長	山田 幸一
〃	女性青少年チ-ーム	副主幹	西島 ひろみ
〃	〃	主 査	矢田 亨

6 長泉町男女共同参画プラン策定ワーキンググループ委員名簿

課 名	チーム名	職 名	氏 名
行政課	行政庶務チーム	主 査	佐藤 久敬
企画財政課	企画調整チーム	主 査	柏木 英樹
福祉保険課	保険年金チーム	主 査	志賀 康恵
介護保険室	地域包括支援センター	副主幹	藁科 優佳
健康増進課	保健センター	主 幹	後藤 則子
産業環境課	産業振興チーム	主 査	木村 規之
こども育成課	こども育成チーム	主 査	杉山 美夏

7 男女共同参画社会基本法(抄)

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第2次長泉町男女共同参画プラン

～よりよいパートナーシップづくりをめざして～



平成23年3月

編集・発行 長泉町教育委員会生涯学習課

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11

電 話 055-986-2289

ファックス 055-988-7802

U R L <http://japan.nagaizumi.org>

E-mail syogai@nagaizumi.org



第2次
長泉町
男女共同参画プラン

～よりよいパートナーシップづくりをめざして～